

# 三江線沿線地域公共交通計画

平成 29 年 9 月

(令和元年 11 月 一部改訂)

(令和 4 年 6 月 一部改訂)

(令和 6 年 2 月 一部改訂)

(令和 6 年 4 月 一部改訂)

三江線沿線地域公共交通活性化協議会

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法が令和2年11月に施行されたため、本ページ以降の記載の「三江線沿線地域公共交通網形成計画」は「三江線沿線地域公共交通計画」に、「三江線沿線地域公共交通再編実施計画」は「三江線沿線地域公共交通利便増進実施計画」に読み替えることとする。

また、関係用語も読み替えることとし、令和2年11月からは施行後の用語で記載する。



# 目次

<b>はじめに</b>	<b>1</b>
計画策定の目的	1
計画の区域	2
計画の期間	2
計画の位置づけ	3
<b>第1章 沿線地域の現状（平成29年9月時点）</b>	<b>4</b>
位置・地勢	4
人口と高齢化の推移	5
人口分布	6
移動の目的地となる施設の分布	7
観光資源と来訪状況	9
<b>第2章 地域公共交通の現状（平成29年9月時点）</b>	<b>10</b>
鉄道	10
バス	13
その他の交通	16
公共交通が利用しにくい地域	18
<b>第3章 上位・関連計画の整理と公共交通の役割</b>	<b>19</b>
上位計画	19
公共交通関連計画	25
公共交通の役割	30
<b>第4章 計画を検討する上での視点と課題</b>	<b>31</b>
公共交通に関する問題点	31
三江線に替わる新しい交通を考える上での留意点	34
まちづくりに関する問題点や留意点	38
取り組むべき課題	40
<b>第5章 計画の基本方針</b>	<b>41</b>
理念	41
基本方針と基本目標	42
公共交通の将来像	43

<b>第6章 目標を達成するための事業内容</b>	<b>48</b>
事業体系	48
事業内容	49
事業の実施体制とスケジュール	63
<b>第7章 計画の達成状況の評価</b>	<b>64</b>
評価指標の設定	64
評価の方法	64
評価指標と数値目標,測定方法など	65
評価指標と数値目標の設定理由	65
<b>参考資料</b>	<b>66</b>
計画の区域一覧	66
計画策定の経緯	67
各種調査・意見交換会の実施状況	68
パブリックコメント	73
公共交通活性化協議会規約・委員名簿	74

# はじめに

---

## 計画策定の目的

地域公共交通は人口減少や少子高齢化の進展、マイカー利用の増加により、全国的に利用者の減少に歯止めがかからない状況が続いており、島根県・広島県の中山間地域においては特に厳しい状況が続いております。

その象徴的な出来事として、平成28年9月、JR西日本によりJR三江線の廃止表明がされました。これまで「三江線活性化協議会」などの取組により様々な活性化策を講じてきたものの、JR三江線の利用者の減少に歯止めをかけることができませんでした。

こうした状況の中、沿線6市町で構成する「三江線改良利用促進期成同盟会」では、JR西日本からの三江線廃止表明を受け、平成28年9月23日の臨時総会において、鉄道としての存続を断念し、バス等による三江線の代替交通の確保に向けて全力で取り組んでいくことが決定されました。

三江線の代替交通を検討するにあたっては、住民の移動ニーズにマッチした地域全体の公共交通を再構築していく必要があるという認識のもと、中山間地のモデルケースとして、より利便性が高く持続可能な公共交通の実現を目指していきます。

また、より利便性の高い公共交通体系の構築を目指すことはもちろんのこと、沿線住民自らが公共交通を身近に感じ、親しみを持って守り続ける取組を重ねることが重要です。

公共交通ネットワークの形成とあわせ、公共交通を利用しやすくする仕組みを構築するとともに、地域

住民をはじめとする様々な方々が関わることにより沿線地域活性化の礎となる公共交通体系を構築することを目的として本計画を策定します。

## 計画の区域

江津市、川本町、美郷町、邑南町、安芸高田市、三次市の三江線沿線の市町うち、主に下図に示す三江線沿線地域を対象範囲とします。

ただし、沿線市町の自治体内や周辺市町など、三江線沿線地域外に及ぶ広域的な交通ネットワークも視野に入れます。

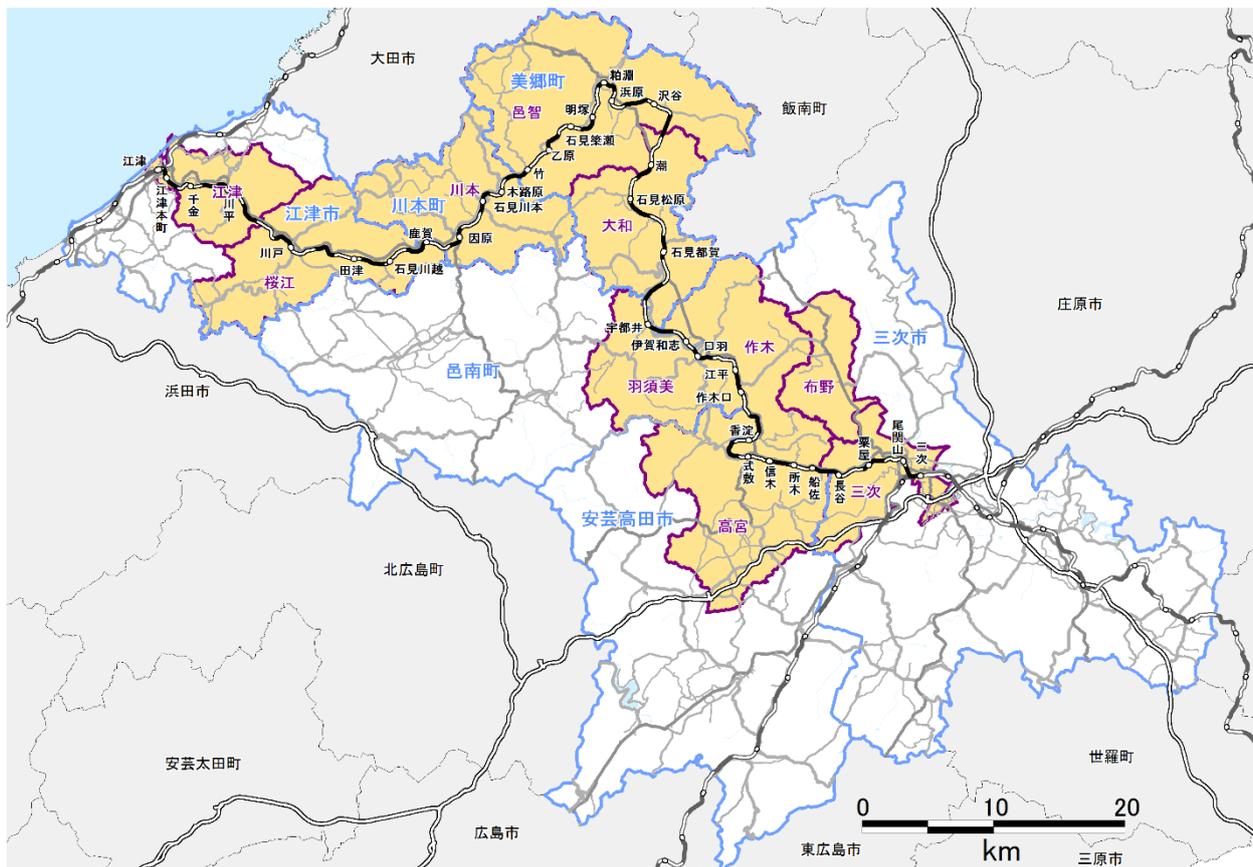


図 1 三江線沿線地域（一覧を参考資料 P.63 に掲載）

## 計画の期間

本計画の期間は平成 29 年 10 月～令和 8 年 3 月とします。

## 🔴🔴 計画の位置づけ

本計画は、沿線市町が定める総合計画を上位計画としています。また、各市町が定める公共交通関連計画やその他の関連計画との整合性を図り作成しています。

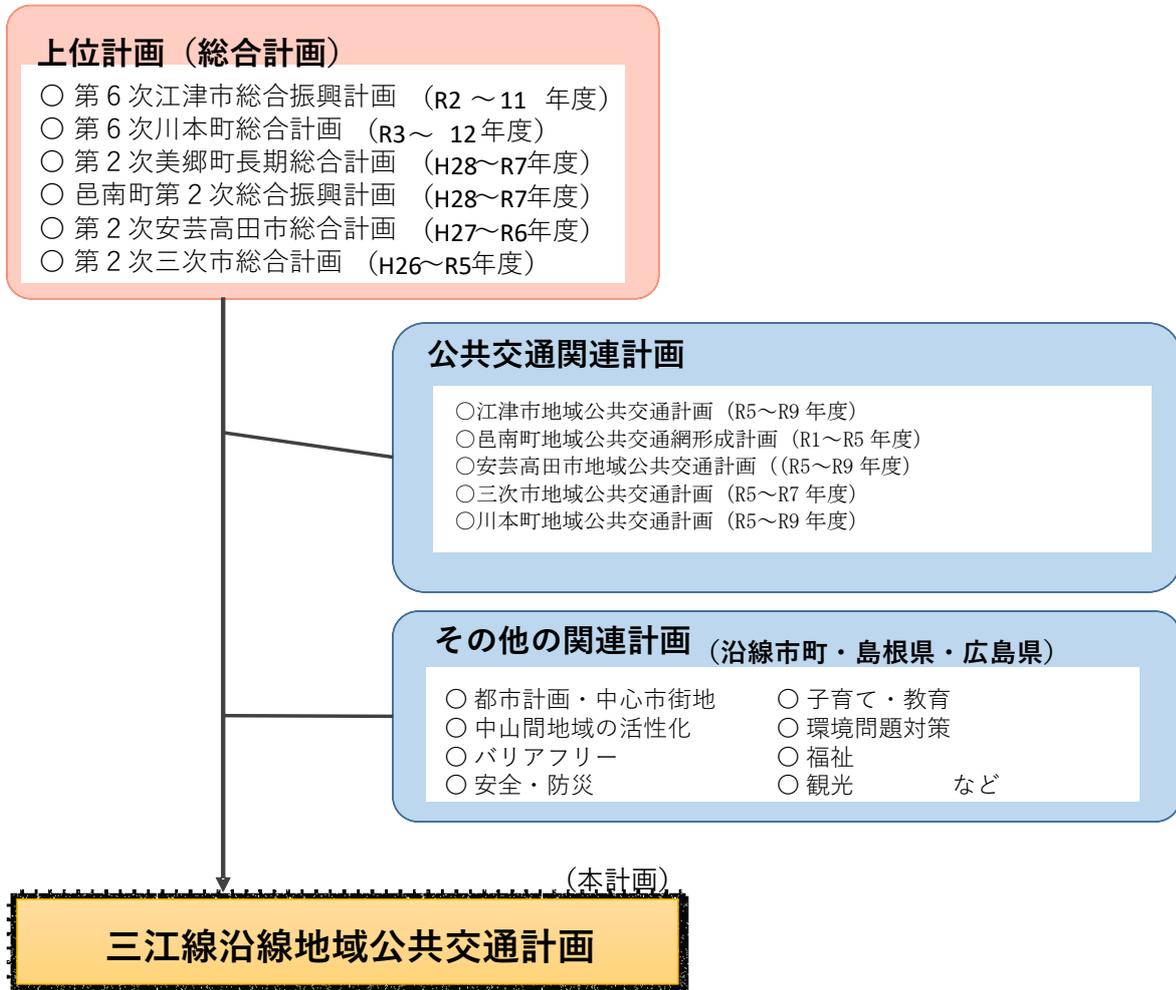


図2 計画の位置づけ

# 第1章 沿線地域の現状 (平成29年9月時点)

## 位置・地勢

- 三江線沿線地域は、島根県江津市、川本町、美郷町、邑南町、および広島県安芸高田市、三次市の3市3町にまたがり、営業キロは108.1km全35駅となっています。
- 沿線地域市町では標高が600mを超える山間の地域が多くなっています。

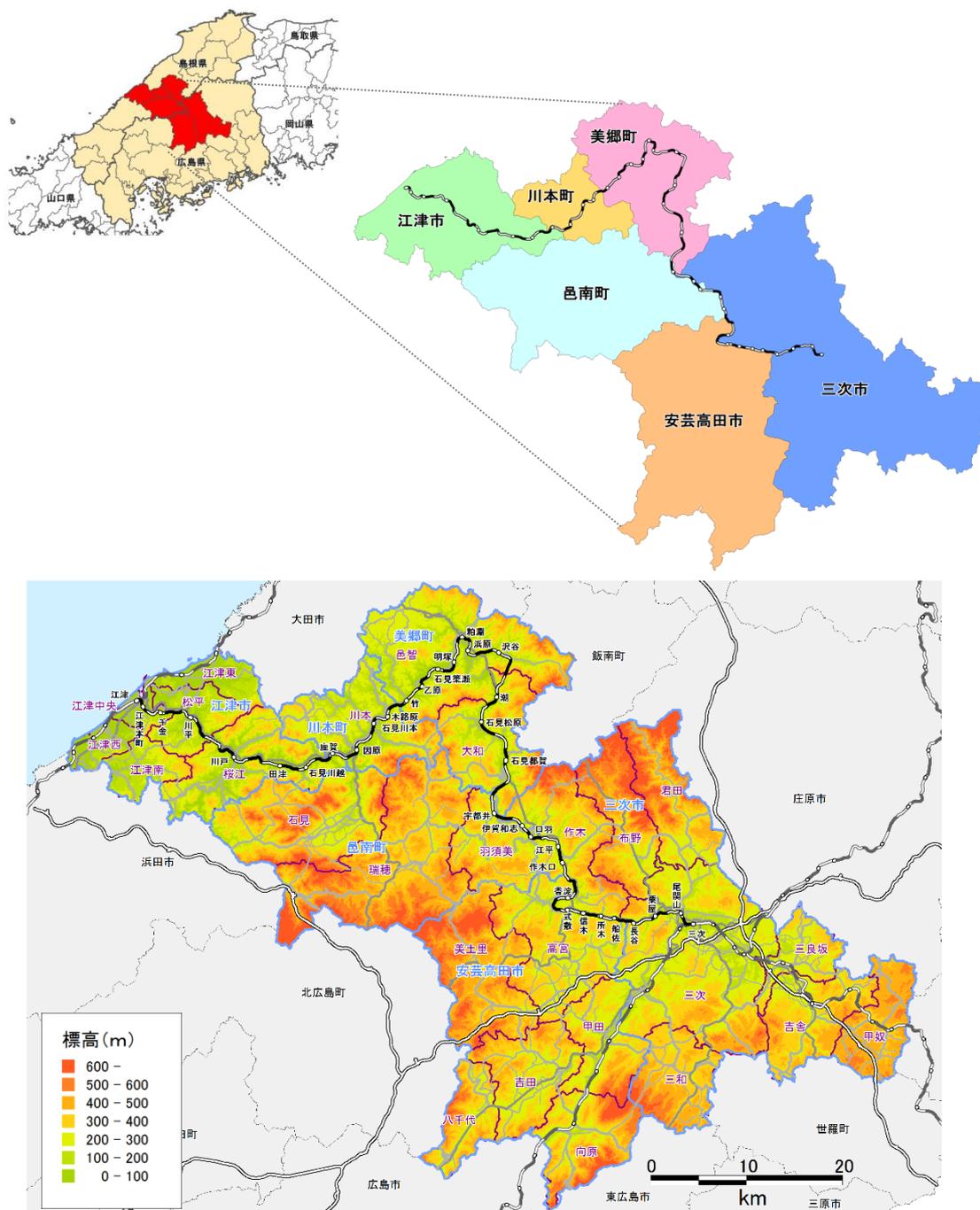


図3 三江線沿線市町の位置と地勢

## 人口と高齢化の推移

- 三江線沿線の市町の総人口は約12万7千人、総世帯数は約5万世帯となっています。
- 人口減少と高齢化がより一層深刻化することが想定されており、沿線市町全体の人口は平成52年までに約3.8万人が減少し、高齢化率が43.3%に達することが推計されています。

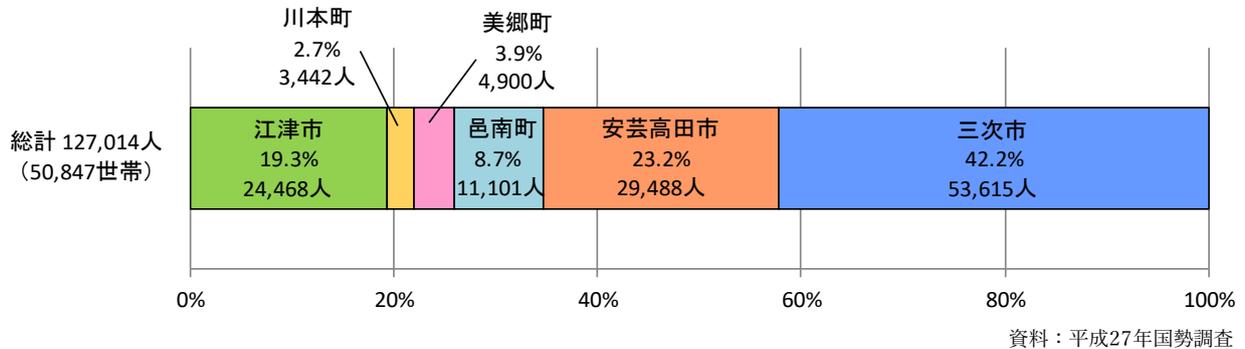


図4 三江線沿線市町の人口構成

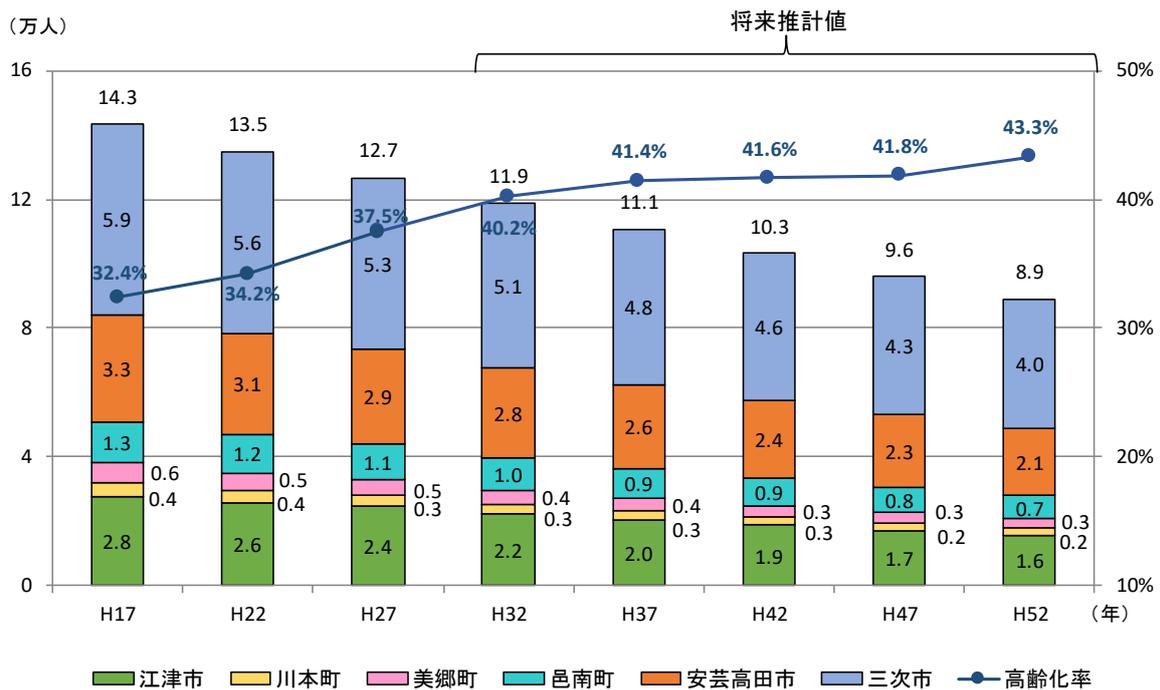
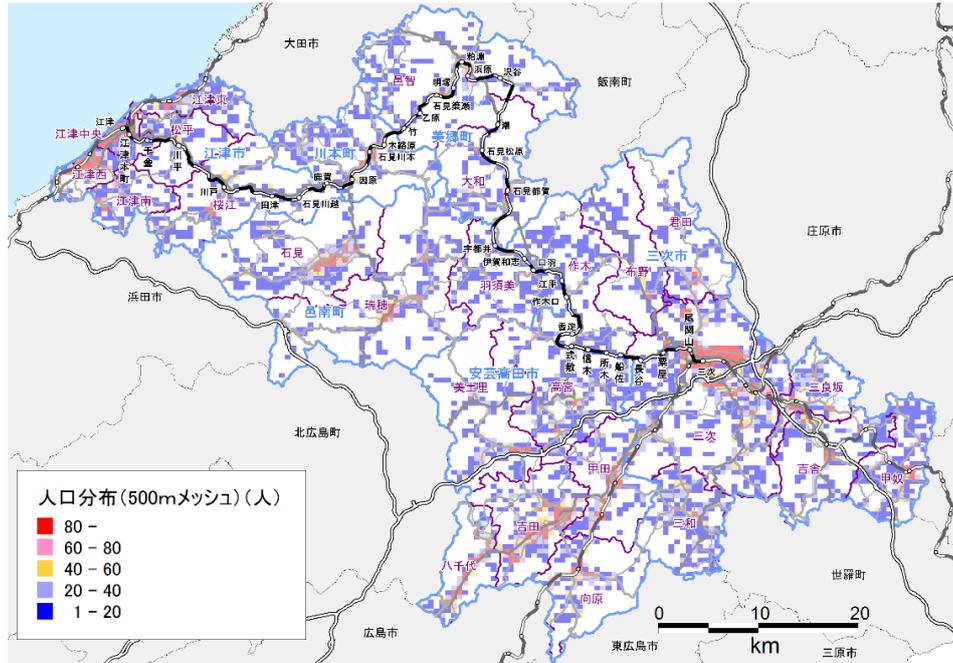


図5 三江線沿線市町の人口・高齢化率の推移と将来予測

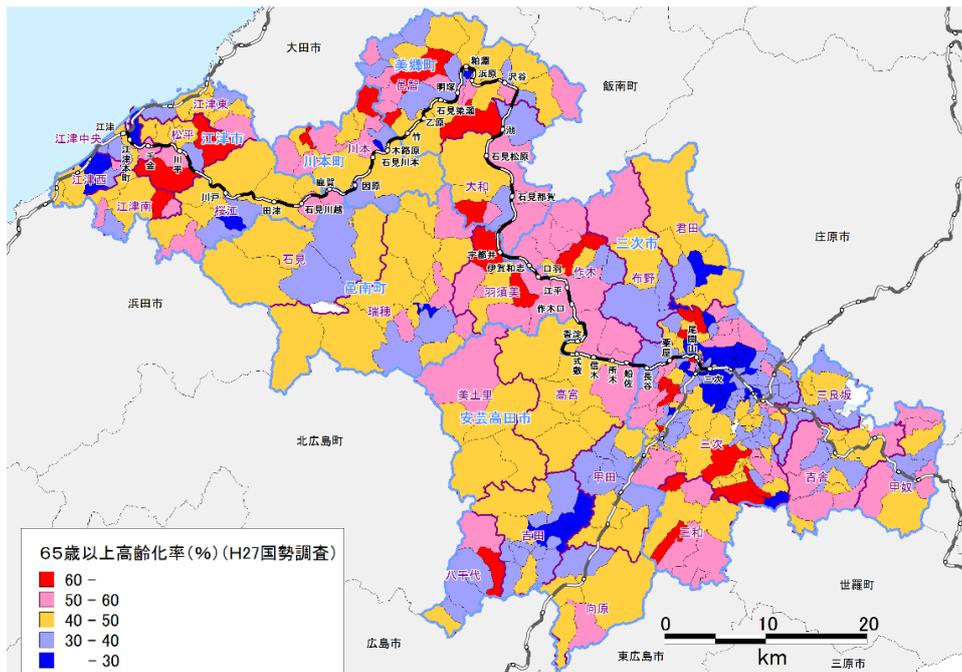
## 人口分布

- 三江線沿線地域では、江津市や三次市の中心部において特に人口が集積しています。その他の地域では、江津市（桜江）、川本町、美郷町（邑智・大和）の中心部などで人口が集積しています。
- 65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は、特に市町の中心部から離れた沿線地域（邑南町・安芸高田市・三次市）で高くなっています。この他にも江津市（桜江）や美郷町（邑智）において高齢化率が高くなっています。



資料：平成 27 年国勢調査

図 6 人口分布（500m メッシュ）



資料：平成 27 年国勢調査

図 7 小地域別の高齢化率

## ●● 移動の目的地となる施設の分布

### (1) 公共施設

- 江津市、川本町、美郷町、三次市では、三江線沿線地域に市役所や役場が位置していますが、邑南町、安芸高田市では三江線沿線地域から離れたところに市役所や役場があります。

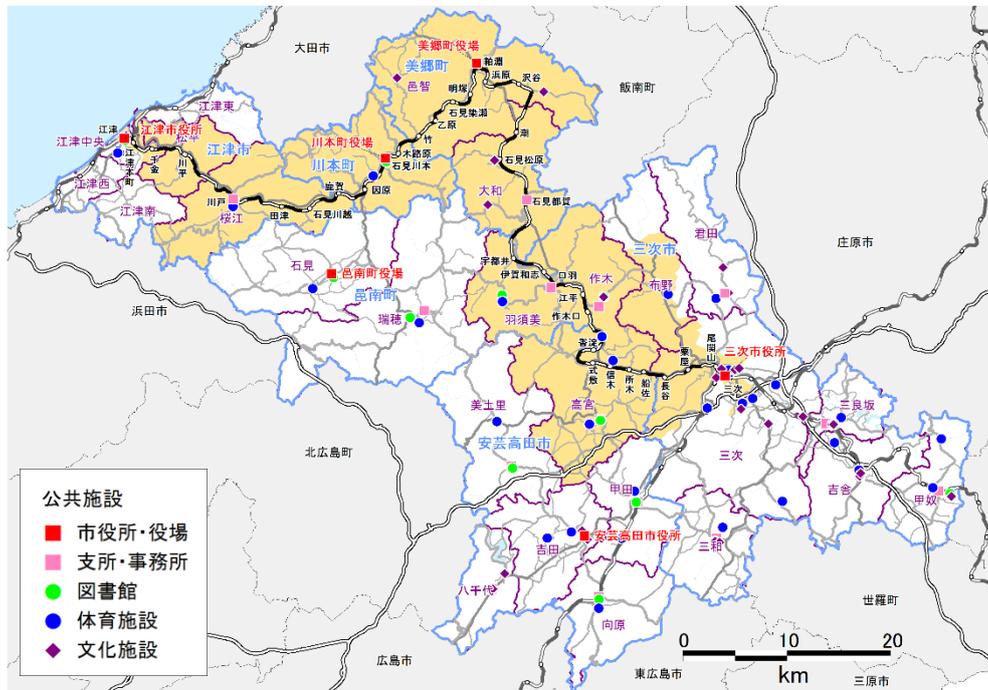


図 8 公共施設の分布

### (2) 教育機関

- 江津市、三次市を中心に複数の高校が分布しています。
- 三江線沿線地域では川本町に高校があります。

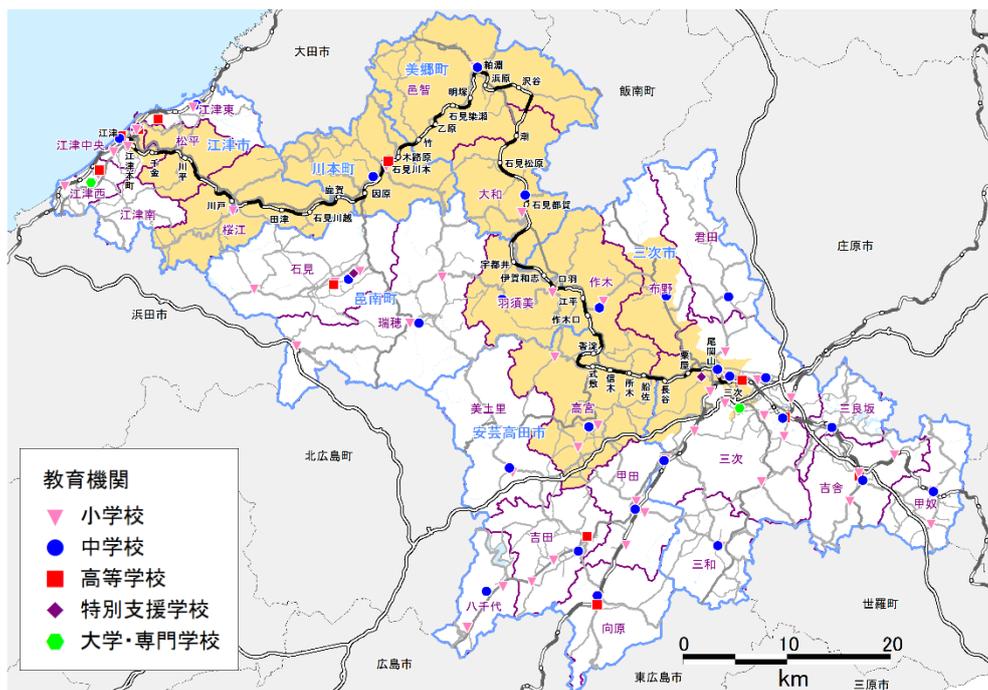


図 9 教育機関の分布

### (3) 医療機関

- 三江線沿線地域では、江津市、川本町、三次市を中心に病院が分布しています。

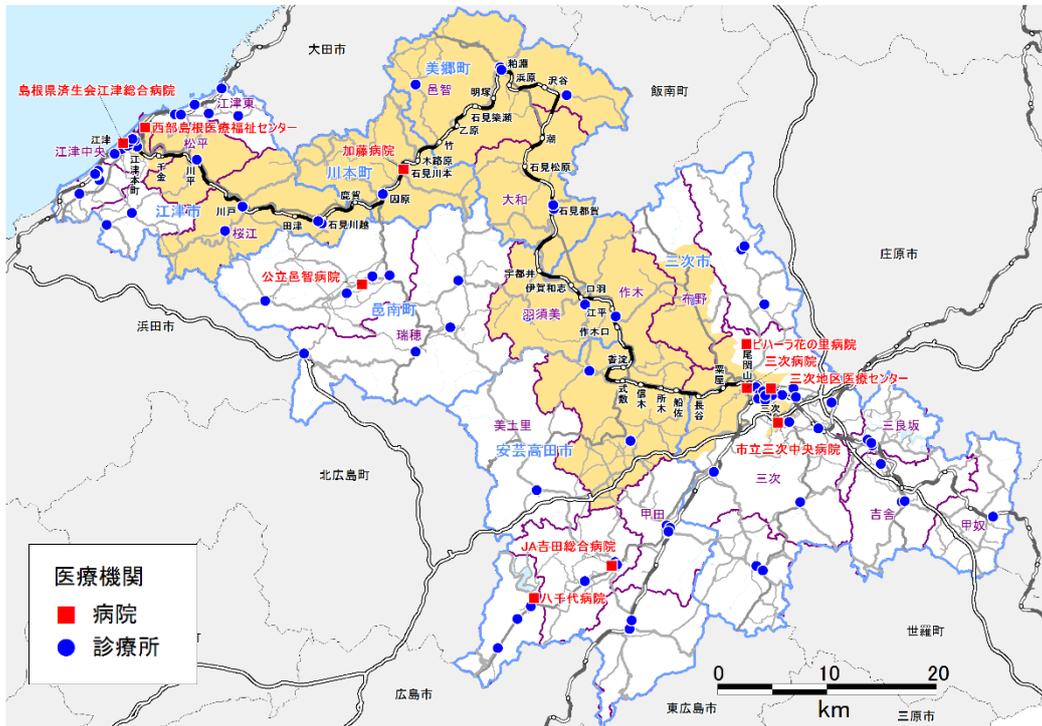


図 10 医療機関の分布

### (4) 商業施設

- 江津市や三次市の中心部で商業施設は多くなっています。
- 三江線沿線地域の、江津市（松平）や邑南町（羽須美）、三次市（作木・布野）では商業施設がありません。

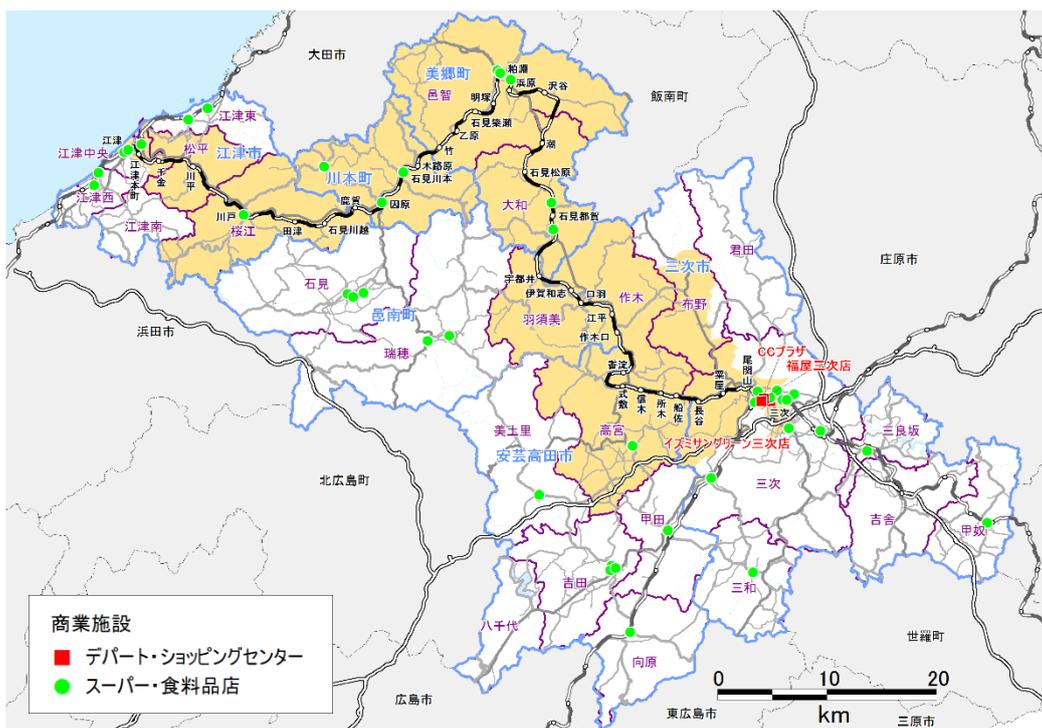
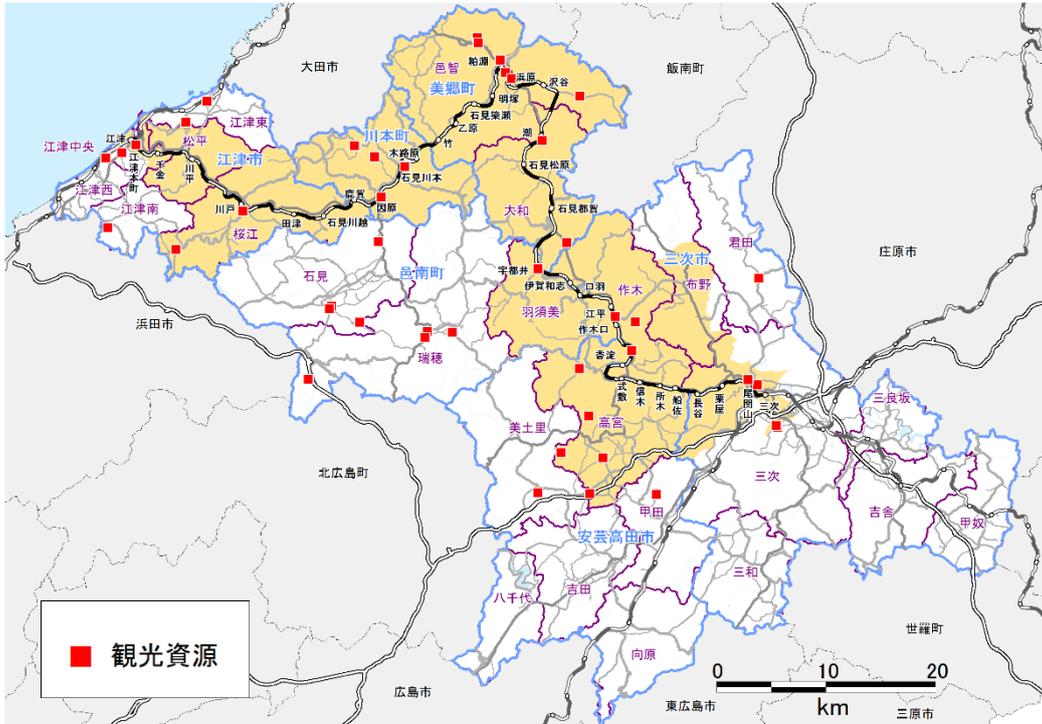


図 11 商業施設の分布

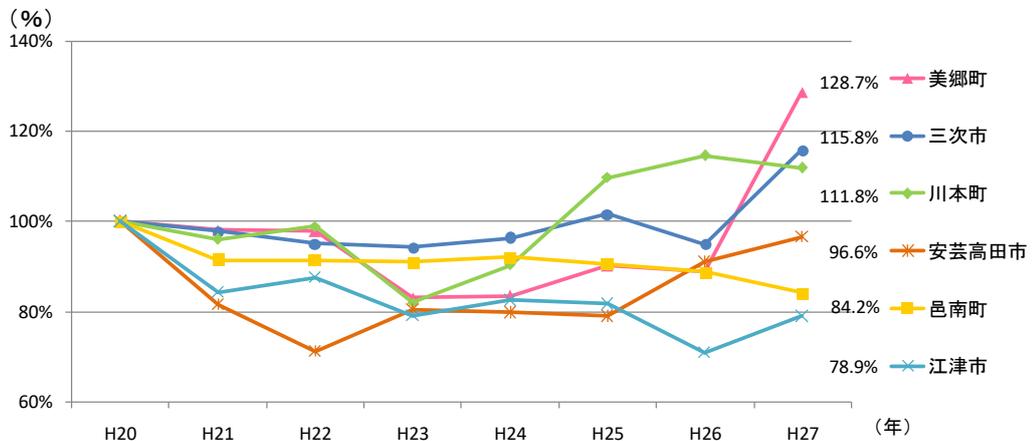
## 観光資源と来訪状況

- 観光資源は点在しています。
- 美郷町や三次市、川本町において、観光客数は増加傾向となっています。



市町	観光資源	市町	観光資源	市町	観光資源
江津市	じばさんセンター	美郷町	カヌーの里おおち	安芸高田市	エコミュージアム川根
	温泉リゾート風の国		ゴールデンユートピアおおち		たかみや湯の森
	菰沢公園オートキャンプ場		ふるさとおおち伝承館と前川桜		フィッシングレイクたかみや
	今井美術館		潮温泉大和荘と桜並木		神楽門前湯治村
	雪舟庭園		田の原展望台		大狩山砂防ダム公園ウォーターライダー
	天領江津本町(いらか)街道		湯抱温泉		道の駅 北の関宿 安芸高田
	道の駅 サンビコごうつ		妙用寺の桜		湧永満之記念庭園
有福温泉	齋藤茂吉鳩山記念館				
川本町	かわもとおとぎ館	邑南町	いこいの村しまね	三次市	奥田元宋・小田女美術館
	ふれあい公園せ遊里		いわみ温泉霧の湯		君田温泉 森の泉・道の駅ふおレスト君田
	長江寺		県立自然公園断魚溪		広島三次ワイナリー・トレタみよし
	湯谷温泉弥山荘		香木の森公園		江の川カヌー公園さくぎ
	道の駅 インフォメーションセンターかわもと		瑞穂ハンザケ自然館		常清滝
	悠色ふるさと会館		道の駅 瑞穂		川の駅常清
			邑南町青少年旅行村		辻村寿三郎人形館
	宇都井駅(天空の駅)	尾関山公園			
	瑞穂ハイランド	三次もののけミュージアム(平成31年4月)			

図 12 観光資源の分布



資料：島根県観光動態調査 広島県観光客数の動向

図 13 平成20年を基準とした観光客数の増減

## 第2章 地域公共交通の現状 (平成29年9月時点)

### 鉄道

#### (1) 鉄道ネットワーク

- 三江線は、島根県江津市と広島県三次市間を江の川流域沿いに山陰・山陽地域を結ぶ路線として建設されました。昭和5年に江津～川戸間が開通以降、昭和50年に江津～三次間の108.1km（全35駅）が全線開通しています。
- 江津駅で山陰本線と、三次駅で芸備線、福塩線と連絡しています。

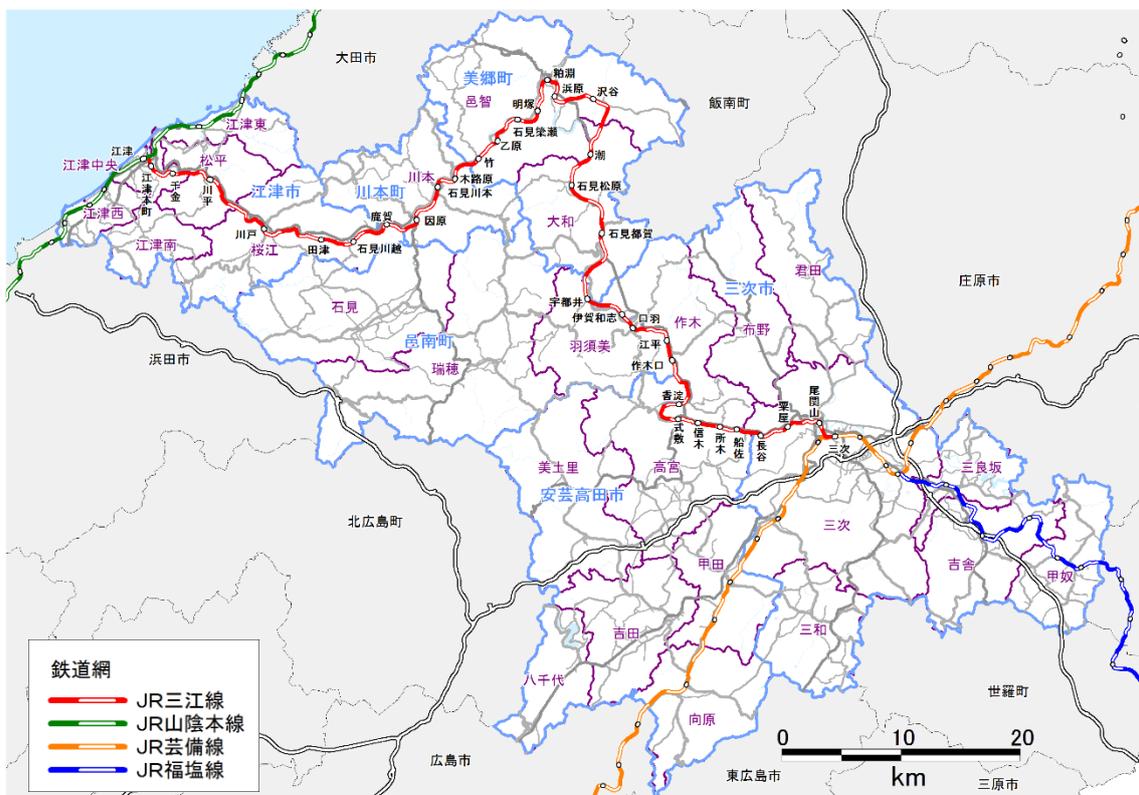
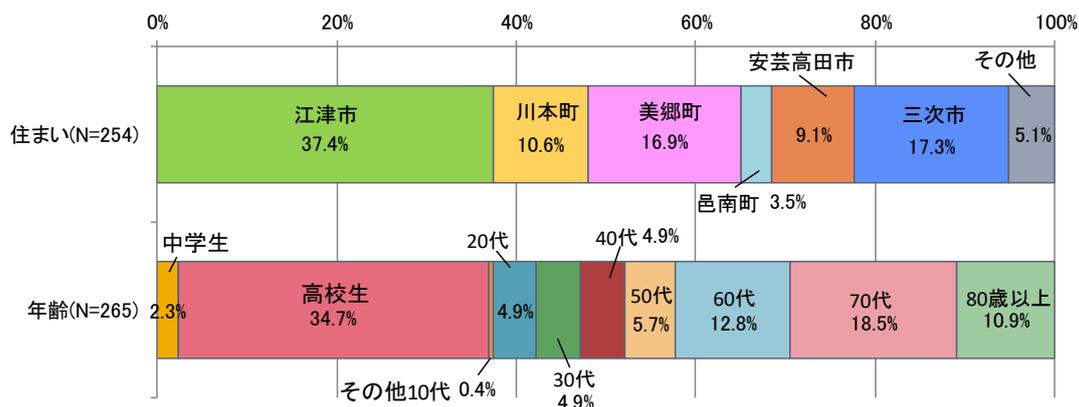


図 14 鉄道ネットワーク



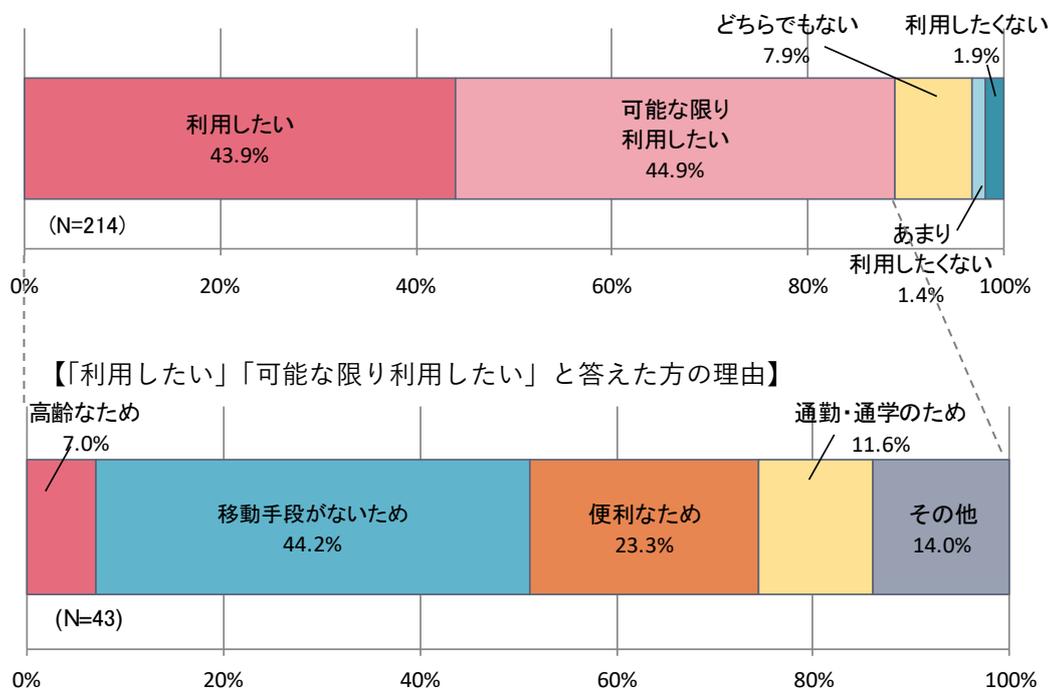
### 【利用者の概要】

- 三江線利用者の年齢構成は、高校生が35%、60代以上が42%と、両者で約8割を占めています。
- 三江線に替わる新しいバスの利用意向では、利用者の9割が「利用したい」または「可能な限り利用したい」と回答し、その理由として「高齢なため」や「移動手段がないため」といった回答があげられています。



資料：三江線利用者ヒアリング調査

図 17 三江線利用者の属性



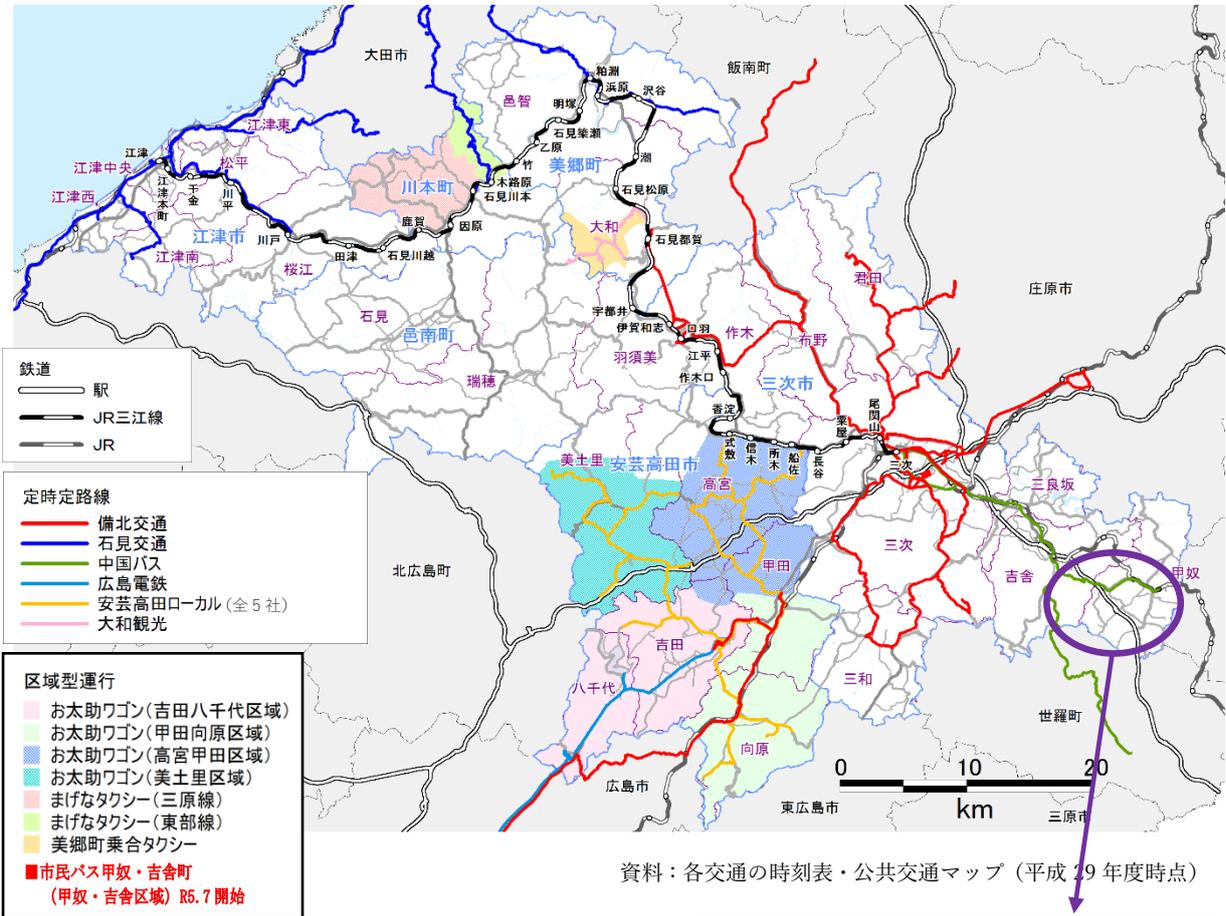
資料：三江線利用者ヒアリング調査

図 18 三江線利用者の三江線に替わる新しいバスの利用意向

## バス

### (1) 民間事業者が運行する路線バス

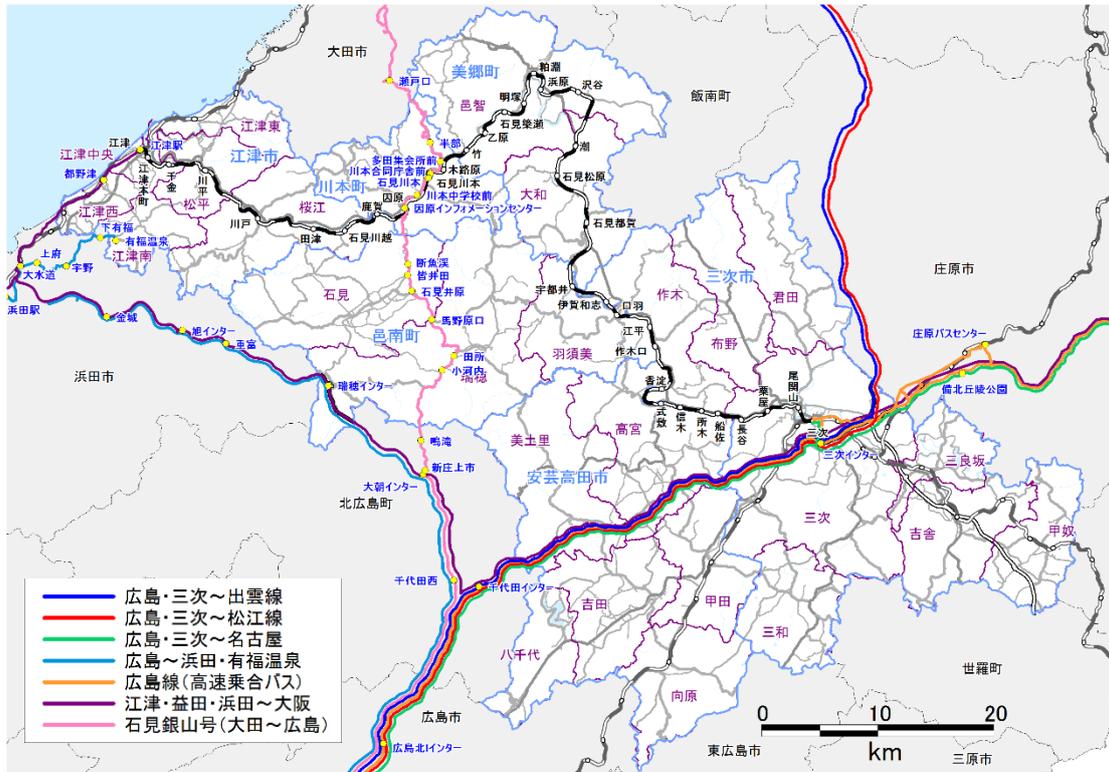
- 三江線沿線地域では、備北交通株式会社および石見交通株式会社などによる民間路線バス（4条路線）が運行しています。
- 図 19 路線バスネットワーク



・令和 5 年 6 月に路線バス「甲奴・三次線」廃線  
 ・令和 5 年 7 月に路線バス「甲奴・吉舎町線（デマンド型）」の開始  
 （※枠中は下記図のとおり変更）



- 長距離運行の路線バス（都市間交通）は、三次市や江津市を拠点に運行しています。
- 川本町では広島方面へ連絡されており、三次市では広島市の他に松江市や出雲市、名古屋市へ連絡されています。



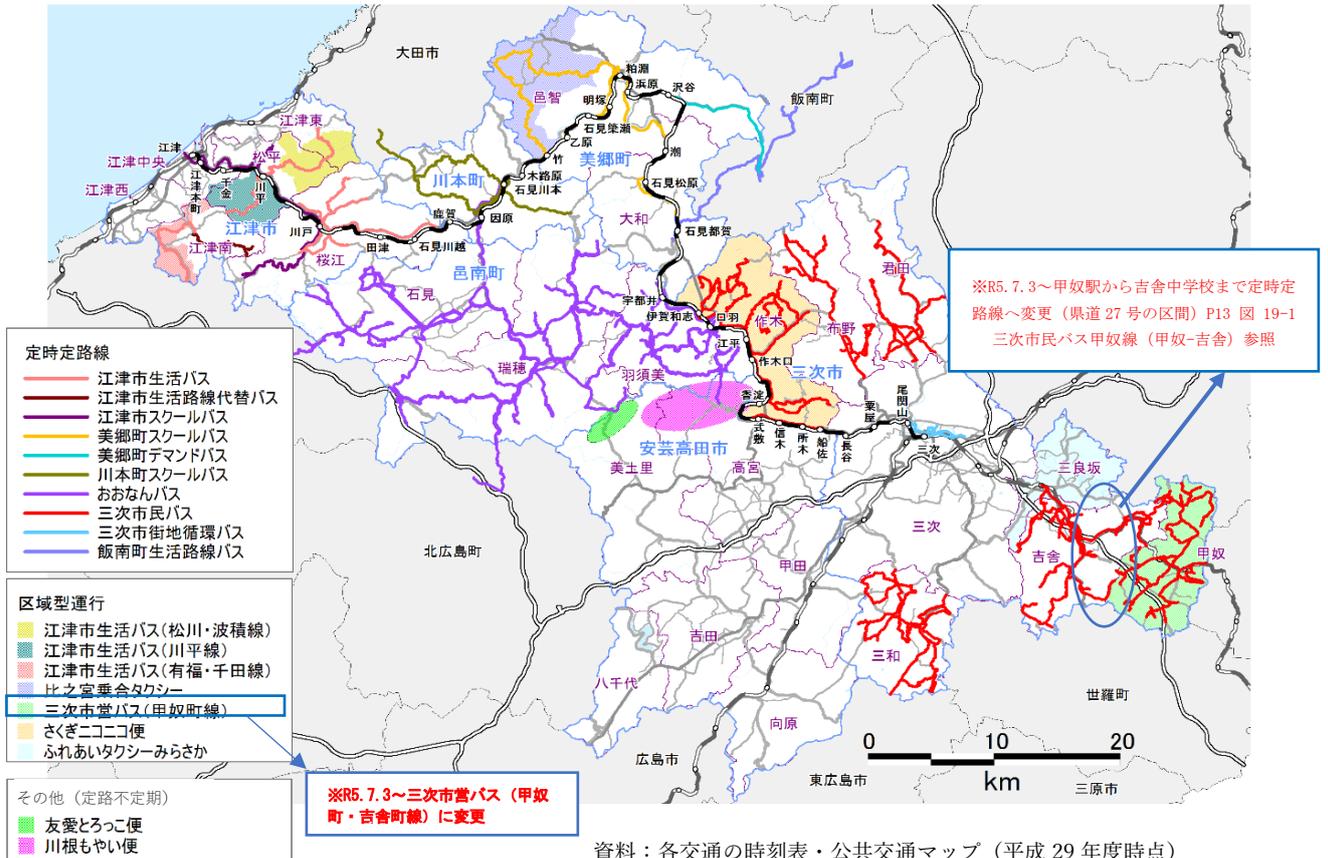
資料：各交通の時刻表・公共交通マップ（平成 29 年度時点）

図 19 長距離運行の路線バス（都市間交通）ネットワーク

## (2) 市町が運行するバス

- 三江線沿線地域では民間路線バス（4 条路線）が運行していない地域を中心に、市町が運行するバス（79 条路線）を運行しています。

図 21 法定区分別の路線バスネットワーク



## (3) 公共交通空白地有償運送

- 美郷町(別府)および三次市(作木)では、NPO 法人による公共交通空白地有償運送が行われています。2021 年 4 月 1 日から羽須美区域の運行がおこなわれています。

自治体(地域)	美郷町(別府)
運送の対象	会員登録された者(町内別府・君谷地域在住者)
運行主体	NPO 法人別府安心ネット
運送対価(運賃)	400 円～1,800 円(1 人 1 回往復乗車の基本単価)
運行内容	事前予約による運行

自治体(地域)	三次市(作木)
運送の対象	会員登録された者(作木町地域在住者)
運行主体	NPO 法人元気むらさくぎ
運送対価(運賃)	300 円(1 乗車)
運行内容	事前予約による運行(自宅から所定の施設・バス停間) 市民バスが運行しない曜日のみ 1 日 6 便運行

自治体（地域）	邑南町（羽須美区域）
運送の対象	会員登録された者
運行主体	NPO法人はすみ振興会
運送対価（運賃）	300円～500円（いずれも1乗車一人あたり）
運行内容	事前予約による運行

## その他の交通

### (1) 高校生スクールバス

- 島根県内の高校では、教育委員会や高校、自治体などにより、三江線のダイヤを補完する形でスクールバスが運行されています（在学中の生徒は無料で利用可能）。

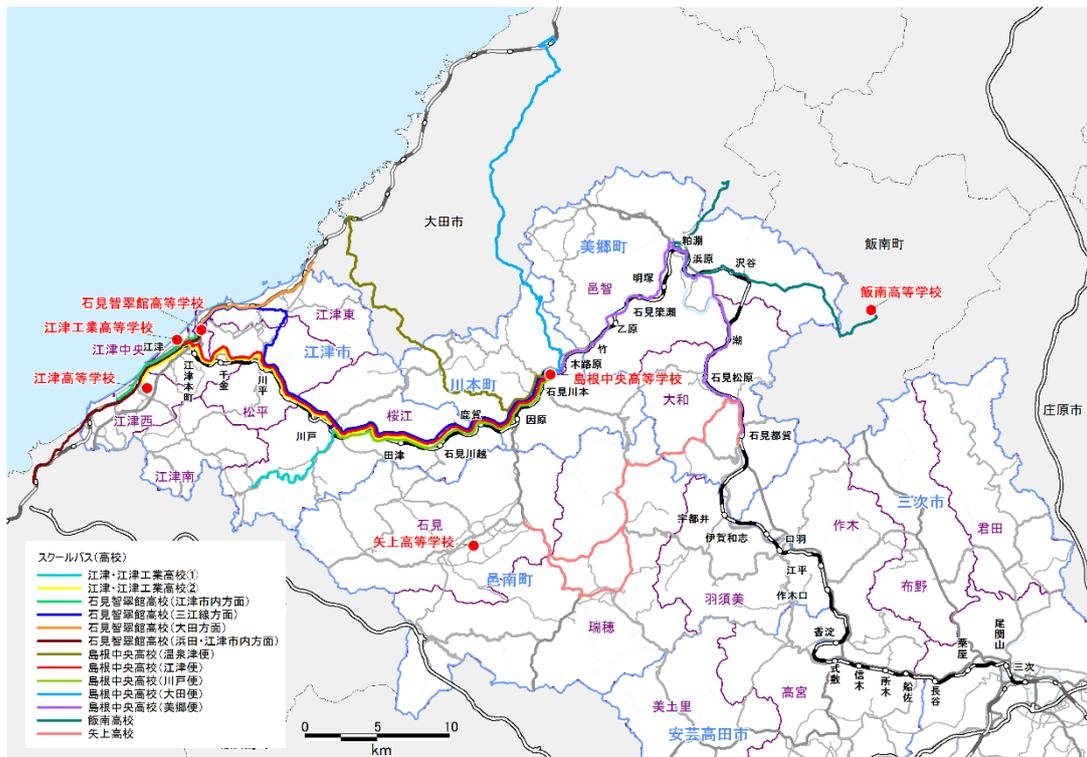


図 20 高校スクールバスの運行状況

## (2) タクシー

- 三江線沿線地域では、邑南町（羽須美）や三次市（作木）において、タクシー営業所から離れた地域が存在します。
- 特に邑南町（羽須美）には、かつてタクシー会社が存在しましたが、廃業した経緯があります。

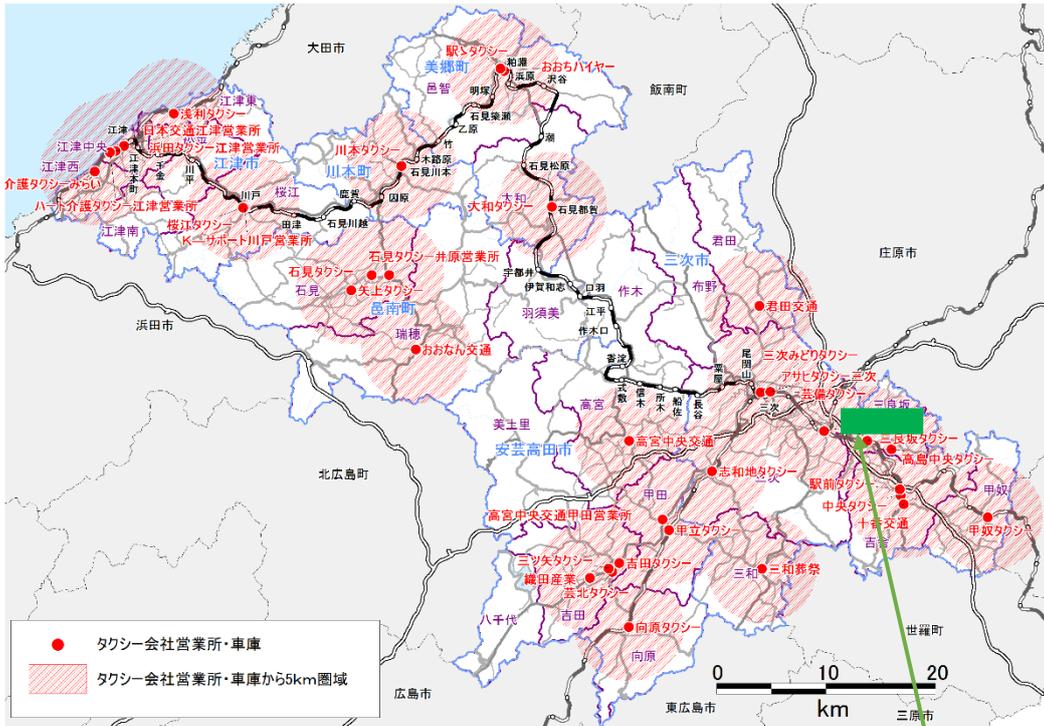


図 21 タクシー会社営業所・車庫の分布

「塩町タクシー」削除  
 ※令和4年度中に廃業届

## 公共交通が利用しにくい地域

- 停留所や駅から離れた地域が存在し、特に江津市（桜江）においてその割合が高くなっています。

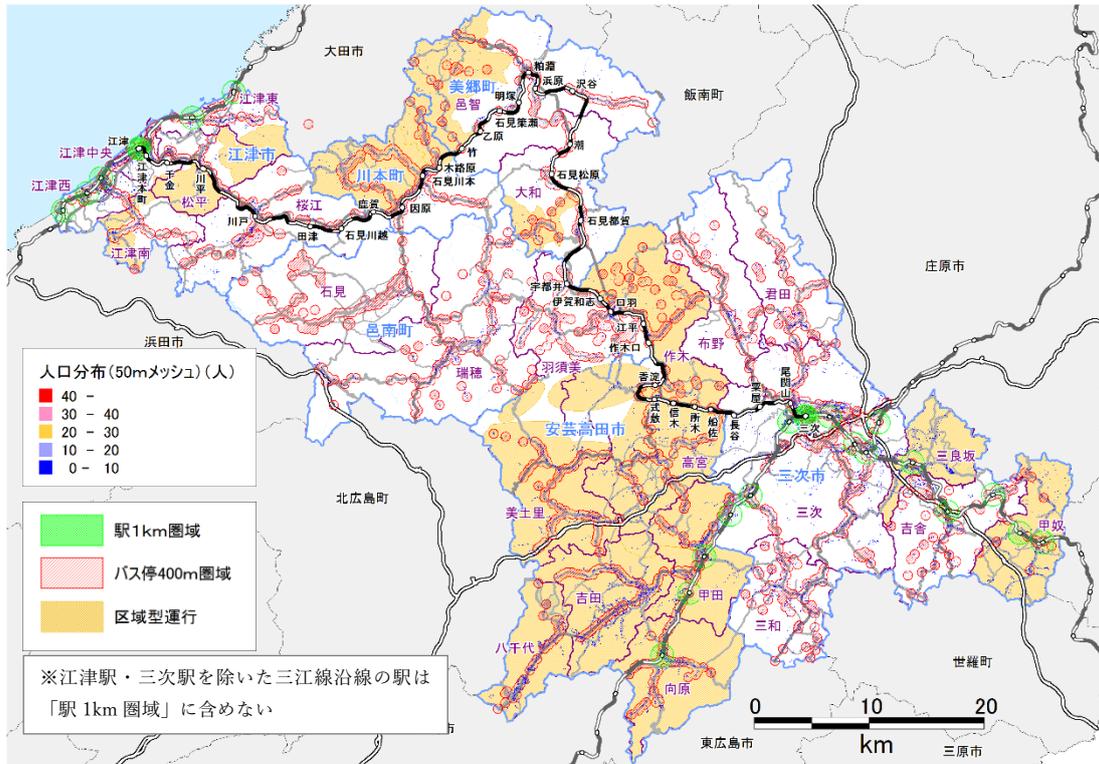


図 22 人口分布と駅 1 km圏域・バス停 400m 圏域

表 1 駅 1 km圏域・バス停 400m 圏域内の居住者の割合

自治体	地域	人口	圏域内人口	圏域内人口の割合
江津市	江津	1,417	1,267	89.5%
	桜江	2,660	1,829	68.8%
川本町	川本	3,442	3,288	95.5%
美郷町	邑智	3,397	2,709	79.7%
	大和	1,503	1,258	83.7%
邑南町	羽須美	1,440	1,381	95.9%
安芸高田市	高宮	3,324	3,235	97.3%
三次市	作木	1,381	1,381	100.0%
	三次	6,239	4,611	73.9%
総計		24,803	20,959	84.5%

資料：平成 27 年国勢調査、平成 26 年～27 年電話帳データ

## 第3章 上位・関連計画の整理と公共交通の役割

### 上位計画

#### (1) 第6次江津市総合振興計画

計画の概要	
計画の期間	令和2年度～令和11年度
めざす将来像	小さくとも キラリと 光る まち ごうつ
公共交通に関連した項目	
総合的な交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤・通学や通院、買い物などの生活交通の確保・充実</li> <li>○居住拠点と中心市街地を結ぶ公共交通ネットワークの確保</li> <li>○鉄道、バスに加え、タクシーを活用した住民輸送網の構築</li> <li>○ICTを活用した予約・運行システム構築の検討</li> </ul>
その他の関連した項目	
観光PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページなどによる情報発信の強化</li> <li>○プロモーション活動の展開</li> </ul>
人にやさしい環境づくり	○バリアフリーの推進 など
道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山陰自動車道の東伸</li> <li>○国道261号の改良促進</li> <li>○主要な県・市道の改良促進</li> </ul>
市街地の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市拠点 区域の 整備</li> <li>○都市計画道路の整備</li> <li>○都市公園、緑地の整備</li> <li>○地籍調査の推進</li> </ul>
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアがない 移動空間の確保</li> <li>○都市拠点をバリアフリー重点整備地区と位置付けた面的バリアフリーの推進</li> <li>○バリアフリー情報の提供</li> </ul>
コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティ 活動 の 活性化支援</li> <li>○小さな拠点づくりの展開</li> <li>○地域コミュニティ との 協働による 定住促進</li> </ul>
市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協働型の地域づくりの展開</li> <li>○健全な行財政運営の推進</li> <li>○近隣自治体との連携</li> </ul>

## (1) 第6次川本町総合計画

計画の概要	
計画の期間	令和3年度～令和12年度
めざす将来像	たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち
公共交通に関連した項目	
地域間交通の維持・確保	○島根県や関係市町村、バス事業者と連携して、行政負担の縮減と利便性の確保に配慮しながら、市町村間、県境をまたぐ路線バスの維持を図り、公共交通の確保に向けた取り組みを進める。
町内移動手段の維持・充実	○通院、通学、通勤などの利用者のそれぞれのニーズに配慮しながら、バスやタクシー等を活用した利便性が高く、効率性の高い移動手段を再構築する。 ○臨機応変に多様な移動に対応できるタクシーの維持を図るため、小売店や飲食店と協調したキャンペーン等の利用促進や新しい物流への取り組み等への支援を行う。 ○地域内への短距離の移動については、町民同士のたすけあい交通やグリーンスローモビリティ、タウンモビリティ、民間事業所の所有する車両の空き時間を活用した輸送など、多様な交通手段の導入を検討する。 ○高齢で自家用車の運転が難しくなり、免許を返納した方や移動手段を有していない方に対して、移動の利便性を確保するための取り組みを実施する。
その他の関連した項目	
中心市街地の活性化対策	○都市マスタープラン等の作成 ○生活サービス施設の維持・充実
魅力ある施設づくり・道の駅を核にした情報発信	○道の駅インフォメーションセンターかわもとの地域情報発信コーナーの機能の充実
地域ぐるみの魅力づくり(高校支援)	○通学環境の充実(通学路の安全性確保など)
集落コミュニティ対策	○新たな地域コミュニティの仕組みづくりの構築 ○コミュニティ再編に対する意識の醸成を図る。 など

## (2) 第2次美郷町長期総合計画

計画の概要	
計画の期間	平成28年度～令和7年度
めざす将来像	美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷
公共交通に関連した項目	
道路交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内交通の充実として、路線バスの運行の見直しにより交通資源の適正配置を行い、乗合タクシーの導入により公共交通不便地域の解消を図る。</li> <li>○広域交通ネットワークの充実として、広域幹線交通（石見交通粕淵線）への接続率向上を図る。</li> <li>○人にやさしい公共交通として通院、買物利用を基本にした運行を行い、料金の均一化を行う。</li> <li>○JR三江線の代替交通について、島根・広島両県、沿線の市町、沿線住民、関係団体と共に、地域振興も考慮した検討を行い、持続可能な新交通プランの策定を行う。</li> </ul>
その他の関連した項目	
観光・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○HPやSNS等の様々な情報発信ツールを活用し、情報発信の更なる強化に努める。</li> <li>○町内施設や体験プログラムを活用した年間を通して提供できるプログラムの創出を推進し、広域連携での誘客促進を活用することでツアー企画の造成や拡充を目指す。</li> <li>○美郷町への観光客増を目指す。</li> </ul>
地域自治の充実と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域における地域づくり計画（地域コミュニティ計画）の実現に向けた取り組みを支援する。また、地域の活性化、支え合い等の活動の継続・強化のための支援を行う。</li> <li>○地域の力を集めて、地域課題の解決や生活支援等の活動を行うための地域運営の仕組みづくりに向けた取り組み（小さな拠点づくり）を進める。</li> </ul>

### (3) 邑南町第2次総合振興計画

計画の概要	
計画の期間	平成28年度～令和7年度
めざす将来像	心かよわせ ともに創る 邑南の郷
公共交通に関連した項目	
利用しやすく持続可能な公共交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活交通確保のための具体的な施策については、町の生活交通検討委員会や地域公共交通会議と協議しながら進める。また、川本町邑南町広域公共交通協議会と協調しながら事業を展開する。</li> <li>○生活交通の確保にあたっては、民間が運行している幹線交通バス、町が運行する町営バス、スクールバス、福祉バス等を効果的に体系化し、地元タクシー事業者やバス運行委託業者と連携して、安全性と利便性に配慮した持続可能な生活交通システムの構築をめざす。</li> <li>○観光客や町民のレジャー利用等、新たな利用者確保に向けた施策を検討し、バスの利用促進を図るとともに民間バス路線の維持を支援する。</li> <li>○必要な車両や施設の整備を行うとともに、タクシーやミニバスによる公共交通の補完体系づくりなど、利用者の立場に立った総合的なサービス体制の構築を図る。</li> <li>○交通空白・不便地域については、自治会等が行う輸送活動への支援を検討する。</li> <li>○高齢者や障がい者などの交通弱者に対するタクシー等の利用の支援、社会福祉法人等による福祉有償運送など、外出支援を進める。</li> </ul>
その他の関連した項目	
活力ある商工業の振興	○公民館単位の地域においてコミュニティビジネスを推進するとともに支援体制を整備する。
魅力ある観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな自然・歴史・文化を活用した観光ルートの整備を図る。</li> <li>○訪日外国人観光客を本町へ呼び込むための対策を実施する。</li> <li>○邑南町観光協会との連携を深めながら観光案内体制を強化する。</li> <li>○広島市、浜田市をはじめ近隣市町と連携し、「神楽」「特産品」「交通」など共通項を整理しながら広域的な観光を推進する。 など</li> </ul>
広域連携と交流ネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的な視点による事務事業の相互補完を進めるため、引き続き近隣自治体等との連携を推進する。</li> <li>○近隣自治体と連携した交流事業や観光振興を進める。 など</li> </ul>

#### (4) 第2次安芸高田市総合計画

計画の概要	
計画の期間	平成27年度～令和6年度
めざす将来像	人がつながる田園都市 安芸高田
公共交通に関連した項目	
公共交通体系の整備	<p>&lt;新公共交通システムの充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民ニーズを踏まえた運行システムの継続的改善により、更なる利便性の向上とシステム定着を図る。</li> <li>○車両更新等の維持管理費を含めた業務委託料の見直し等により、将来的な一般財源抑制策を検討する。</li> </ul> <p>&lt;交通結節点の利便性向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○効率的でサービス低下を招かない管理運営体制の構築を進める。</li> </ul>
その他の関連した項目	
高齢者福祉の充実	<p>&lt;高齢者にやさしいまちづくりの推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の安全や利便性に配慮した住宅の供給を検討するとともに、高齢者が安心して地域で生活できるよう、公共施設、交通機関等のバリアフリー化を促進する。</li> </ul>
観光・交流の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺自治体と連携した観光キャンペーンの実施等、広域的なPR展開を行う。 など</li> </ul>
参加と協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークショップ等を積極的に開催し、住民参加の機会の充実を図る。</li> <li>○親しみやすく、より多くの市民の関心を引きつける広報紙、ホームページとなるよう創意工夫するとともに、的確な情報の速やかな提供に努める。</li> </ul>

(5) 第2次三次市総合計画

計画の概要	
計画の期間	平成26年度～令和5年度
めざす将来像	しあわせを実感しながら、住み続けたいまち ～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～
公共交通に関連した項目	
地域公共交通 ～人にやさしい 交通網のある まち～	○持続可能な地域公共交通網の構築（地域の移動手段の確保、市民一人ひとりの地域公共交通の利用促進など）
生活基盤 ～地域の温かみ と安心感のあ るまち～	○安全で快適に暮らせる生活環境づくり（バリアフリー化の推進など） ○都市の中核・拠点性の強化（都市のにぎわい・魅力づくりの推進など） ○地域生活拠点の機能確保（特性・個性を活かした地域づくりの推進など） ○広域交通体系の確立（高速バス路線の充実、交通結節機能の強化など）
その他の関連した項目	
福祉 ～みんなで支え 合う 誰もが 笑顔で暮らせ るまち～	○高齢者が安心して暮らせるまちづくり ○みんなで支え合う 心のかようまちづくり
観光 ～人が集まり、に ぎわいがある まち～	○美しく懐かしい風景と伝統を活かした魅力の向上 ○観光資源を活かした集客力の向上 ○観光推進の組織づくり・情報発信機能の強化
つながるしくみ ～いろんな人が 意見を出し合 えて、参加でき る人輝くまち ～	○一人ひとりの「参加」と「行動」 ○住民自治の推進 ○対話と共感を大切に市民と協働するまちづくり

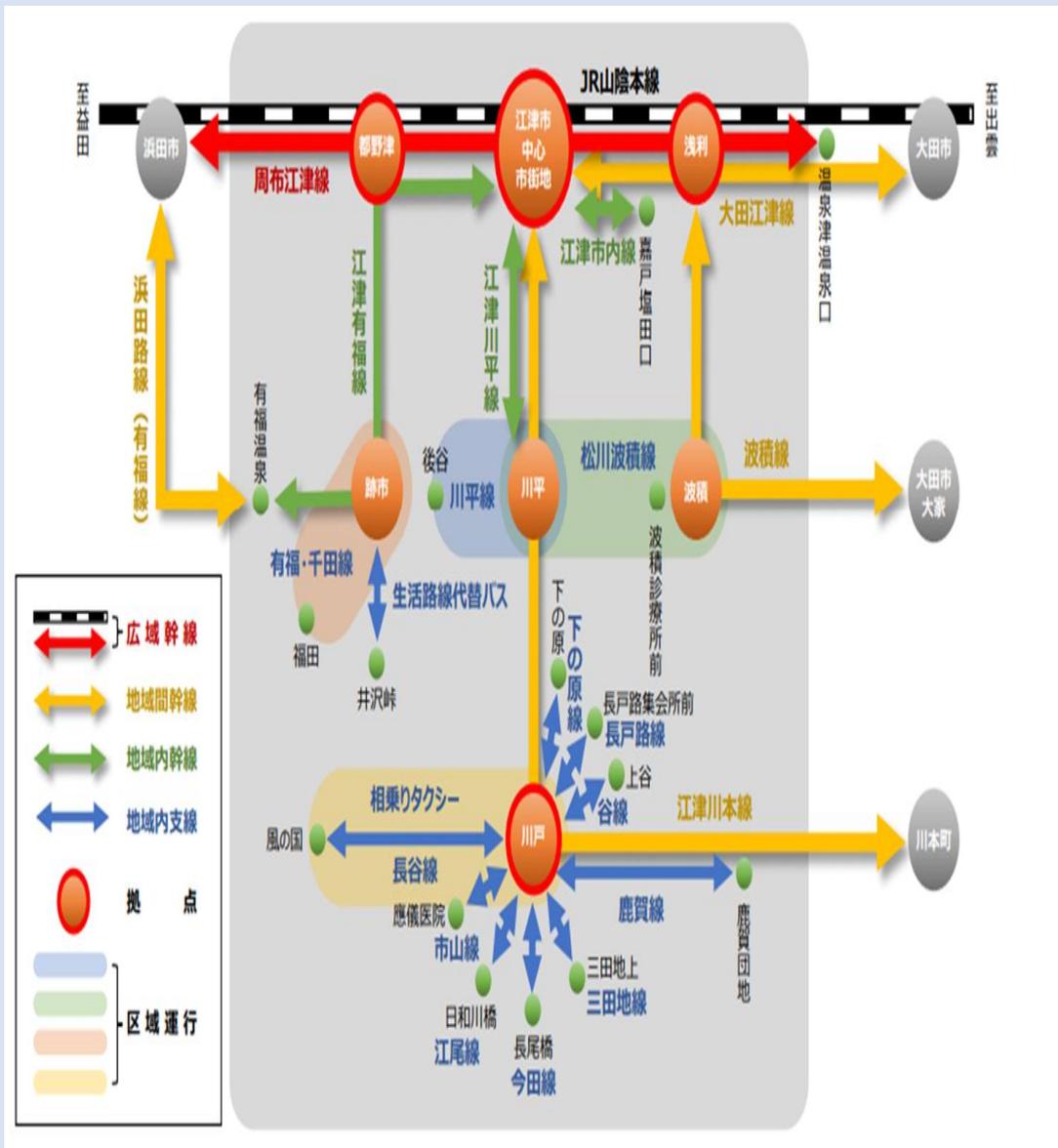
## 公共交通関連計画

### (1) 江津市地域公共交通計画

#### 計画の概要

計画の期間	令和5年度～令和9年度
対象範囲	江津市全域
目指すべき将来像	～市民の暮らしに寄り添う公共交通～
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちづくりと連携した地域公共交通網の構築</li> <li>○ 需要に応じた利便性の確保</li> <li>○ 持続可能な運行体制の構築</li> <li>○ 利用しやすい公共交通の環境づくり</li> </ul>

#### 公共交通の位置づけ

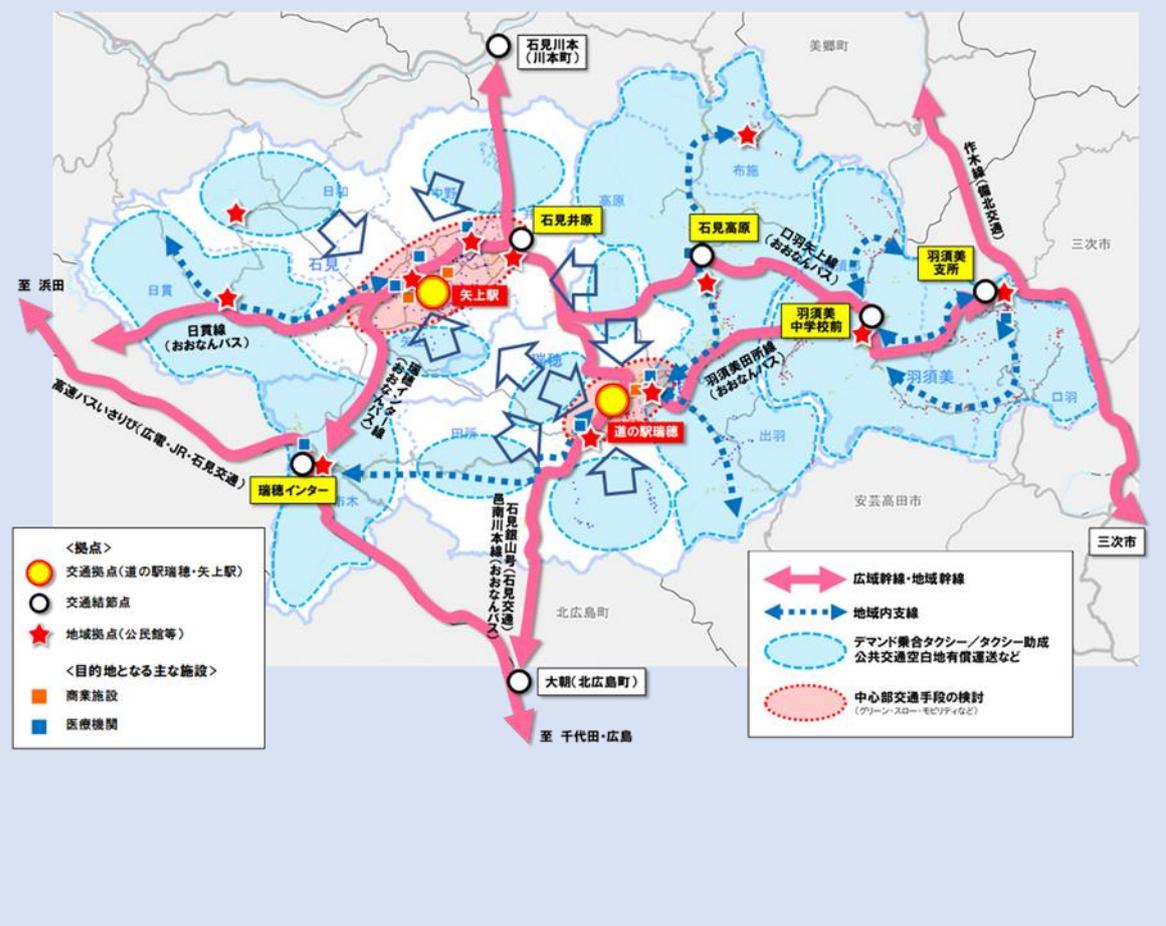


## (2) 邑南町地域公共交通網形成計画

### 計画の概要

計画の期間	令和元年度～令和5年度
対象範囲	邑南町全域
基本理念	地域をつなぎ ともに創る 公共交通
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域をつなぐ公共交通</li> <li>○安心・安全な公共交通</li> <li>○ともに創り育てる公共交通</li> </ul>

### 公共交通体系イメージ

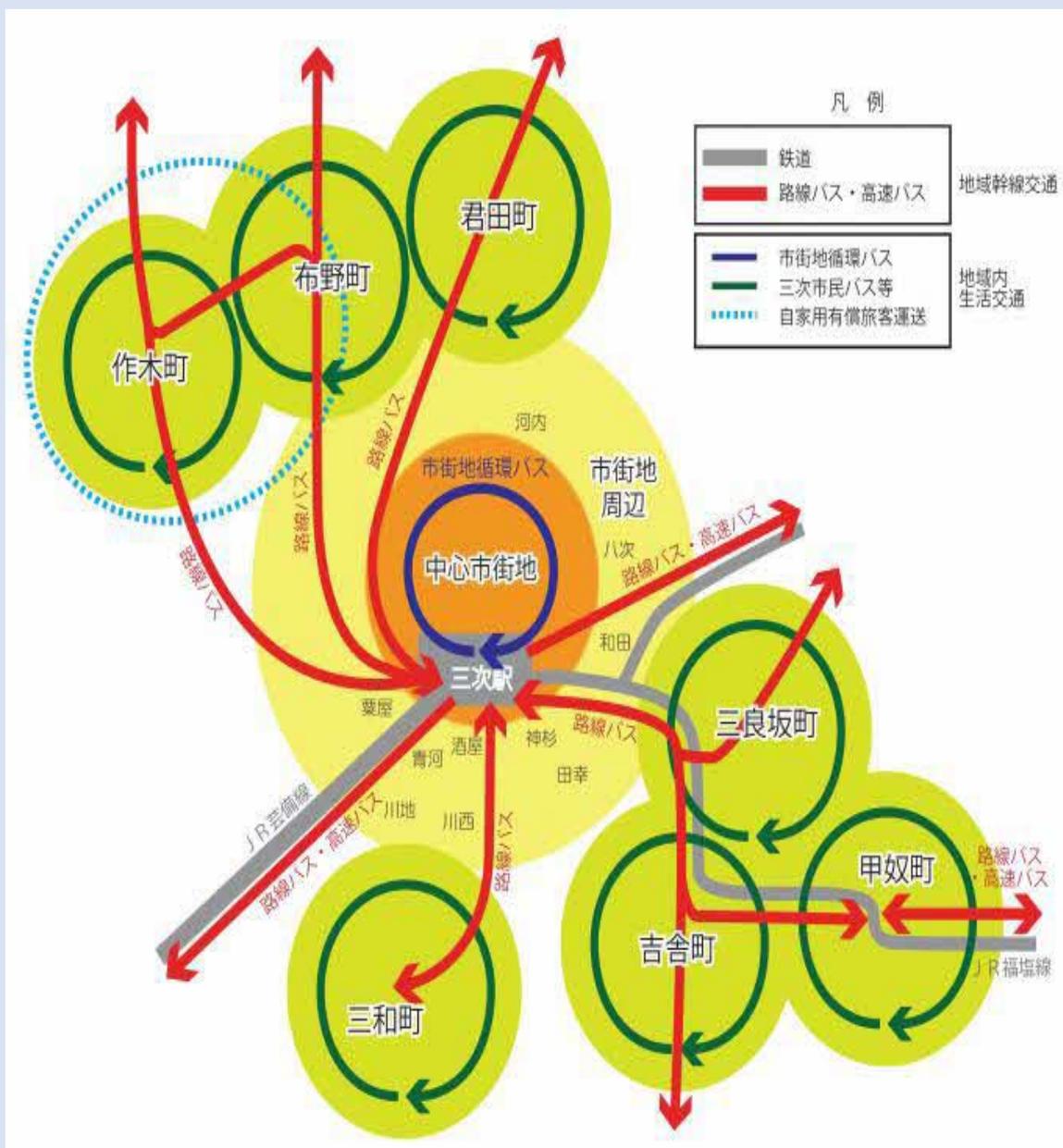




#### (4) 三次市地域公共交通計画

計画の概要	
計画の期間	令和3年度～令和7年度
対象範囲	三次市域
基本的な方針	しあわせの実感につながる公共交通づくり
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域実態や社会情勢に応じて、持続できる公共交通体系をつくる</li> <li>○高齢者など誰もが安心して暮らせるため、移動手段を確保する</li> <li>○公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える</li> </ul>

#### 公共交通体系イメージ

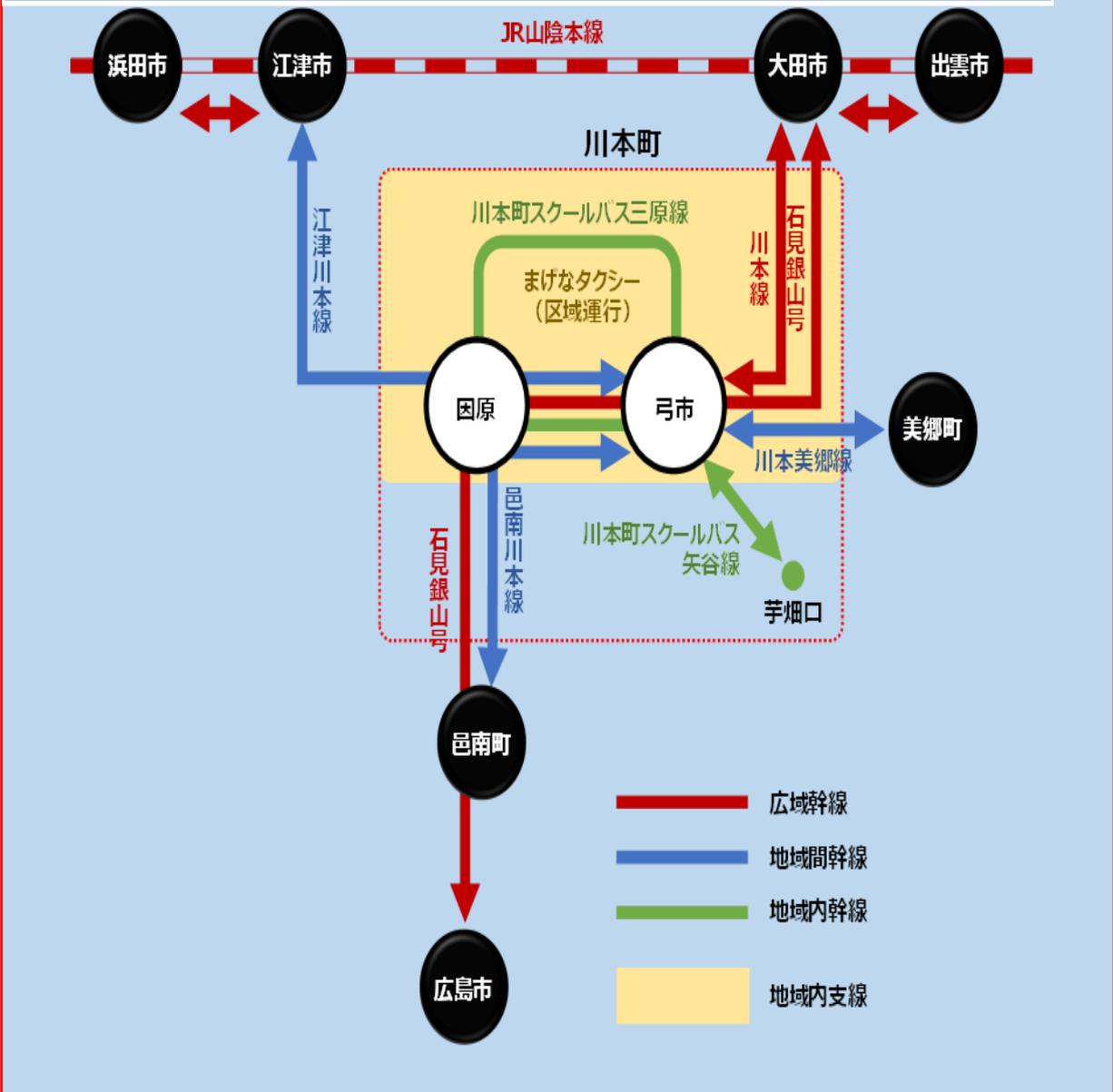


(5) 川本町地域公共交通計画

計画の概要

計画の期間	令和5年度～令和9年度
対象範囲	川本町全域
基本理念	人々のつながりと豊かな暮らしを支え、町の魅力を高める公共交通
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の魅力を高める公共交通</li> <li>○暮らしを支える公共交通</li> <li>○人々をつなぐ公共交通</li> </ul>

公共交通体系イメージ



## 公共交通の役割

以上のような上位計画や公共交通関連計画、その他の関連計画を踏まえて、三江線沿線地域における公共交通の役割を次のように整理する。

### ネットワーク

広域的で最適な公共交通ネットワークにより、江の川沿線地域や周辺の地域を結ぶこと

### 暮らし

高齢者や障がい者、若者など、誰もが安心して暮らすことのできる環境を提供すること

### 地域の交流・活性化

地域のコミュニティとの協働により、特色を活かした地域づくりを応援すること



⑤ 通学のニーズに対応していない

島根県内の高校では、三江線のダイヤが通学に十分にに対応していないためスクールバス等を運行している。広島県内の高校では、三江線を利用した通学が行われており、休日の部活動に配慮した運行などが求められている。

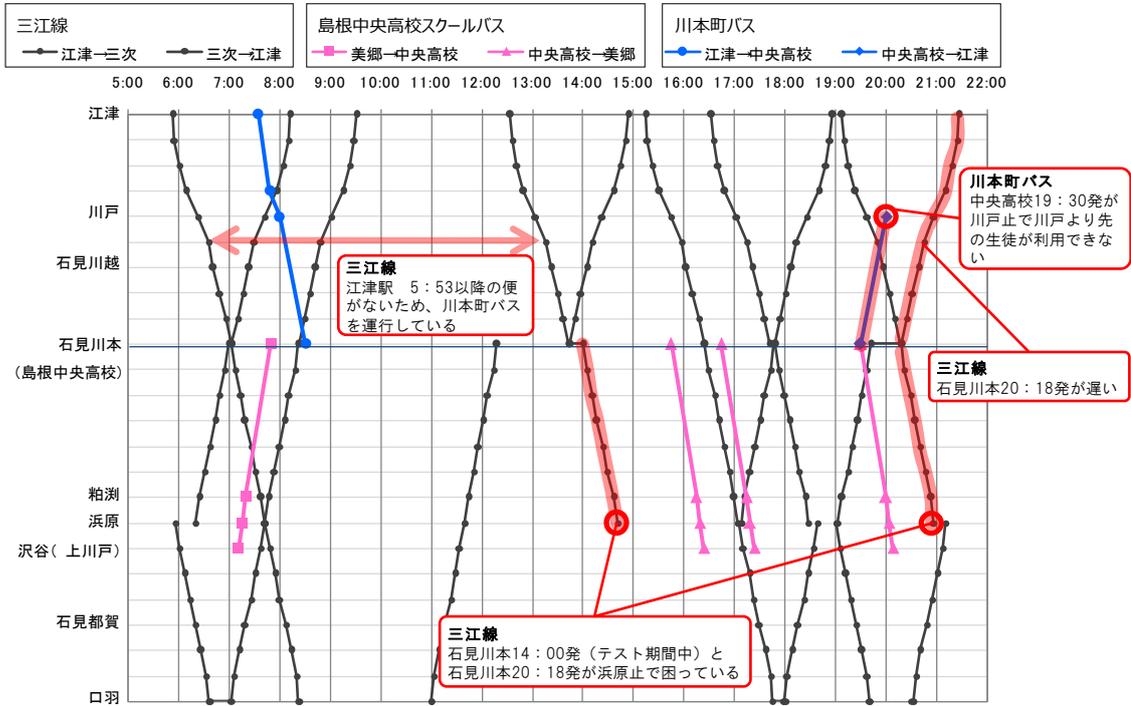


図 26 島根中央高校スクールバスの運行状況

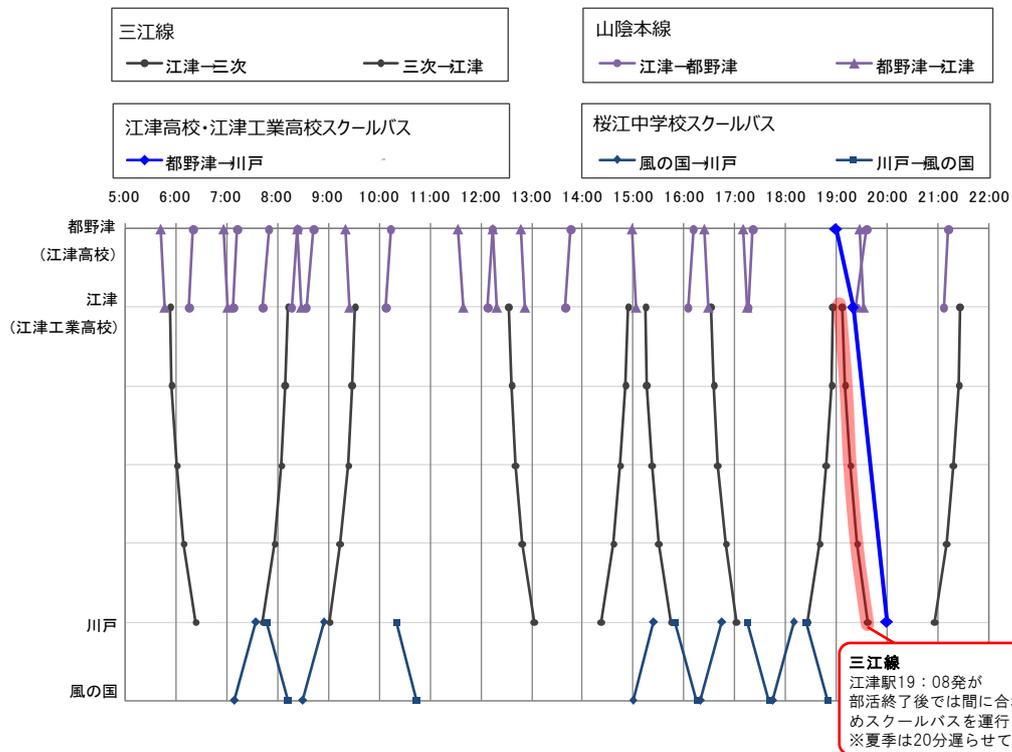


図 27 江津高校・江津工業高校スクールバスの接続状況

資料：各高校へのヒアリング調査

(2) 三江線沿線地域の公共交通に関する問題点

⑥ 停留所等から離れた交通空白地域が存在する

意見交換会では、集落の中や家の近くまで来てほしいといった意見があがっている。三江線沿線地域では停留所等から離れた地域が存在し、特に江津市（桜江）においてその割合が高い。また、 邑南町（羽須美）、三次市（作木）ではタクシー営業所から離れた地域がある。

表 2 意見交換会であがった意見（抜粋）

自治体	地域	意見
江津市	川越地区 下大貫集落	足の悪い方が増えている。バスは近くまで来てほしい。
	川越地区 渡田集落	小さな車両を使って田津の集落へ入ってほしい。
	江津本町 金田地区	今は千金駅まで遠いため三江線を利用しないが、近くにバス停ができれば利用する。
	市山地区	バス停の位置はよく考える必要がある。
	長谷地区	島根中央高校のスクールバスが川戸まで来ているが、集落の中まで入ってほしい。
邑南町	宇都井駅周辺地域	フィーダー路線は必要であり、デマンド方式で運行してほしい。
	江平・作木口駅周辺地域	フィーダー路線はデマンド方式かフリー乗降が良い。

⑦ 地域内での移動の利便性が低い地域が存在する

地域内での移動ニーズが多い一方、江津市（桜江）、邑南町（羽須美）、三次市（作木）などの一部地域では、市町が運営する公共交通の運行が1日に1~2往復、週に1~2日となっている。

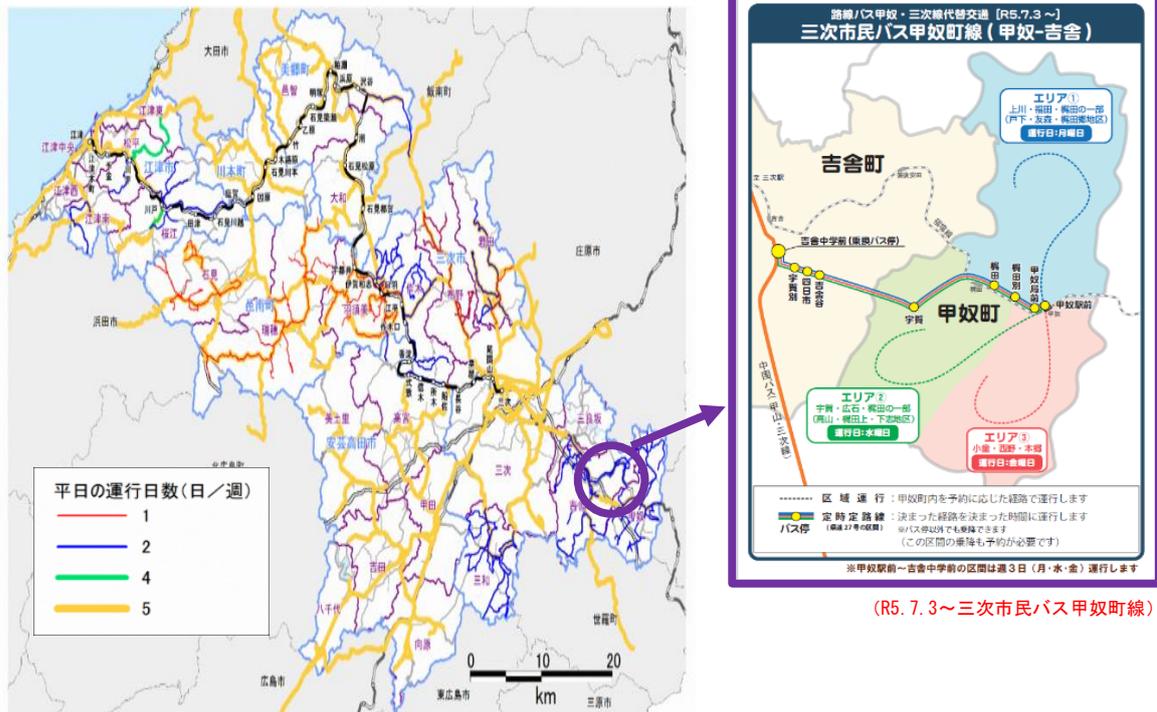


図 28 バスの系統別 平日の運行日数

⑧ 地域間や広域的な移動ニーズに対応した情報提供がなされていない

市町をまたいだ地域間や広域的な移動ニーズが存在する一方、情報提供は、自治体・交通事業者の各主体によりさまざまに行われている。また、乗り換えなどに関するわかりやすい情報提供も不足している。

⑨ 自治体や交通事業者間での連携が不足している

公共交通に関する自治体や交通事業者間での連携は、一部の路線やエリアにとどまっている。

## 三江線に替わる新しい交通を考える上での留意点

### ⑩ 江の川の右岸・左岸で移動手段の確保が求められている地域が存在する

江津市や安芸高田市・三次市では、三江線が運行するルート沿いの狭隘な道路と、対岸の広い道路の双方で、移動手段の確保が求められている。

### ⑪ 地理的条件や道路条件の悪い地域が存在する

江の川沿いの山間部を通る狭隘な道路が多い。また、冬季には積雪のある地域も多く、除雪対策の検討が必要である。

狭隘な道路の例

江津市：石見川越駅～鹿賀駅間



安芸高田市：式敷駅～信木駅間



川本町：竹駅～木路原駅間



⑫ 同一ルートを運行する複数のバス路線が存在する

三江線沿線には、路線バスや市町が運行するバス、高校生が通学で利用するスクールバスなど、同一ルートを走る複数のバス路線が存在している。効率的な運行に向けて、これらの重複する路線のあり方について検討が必要である。

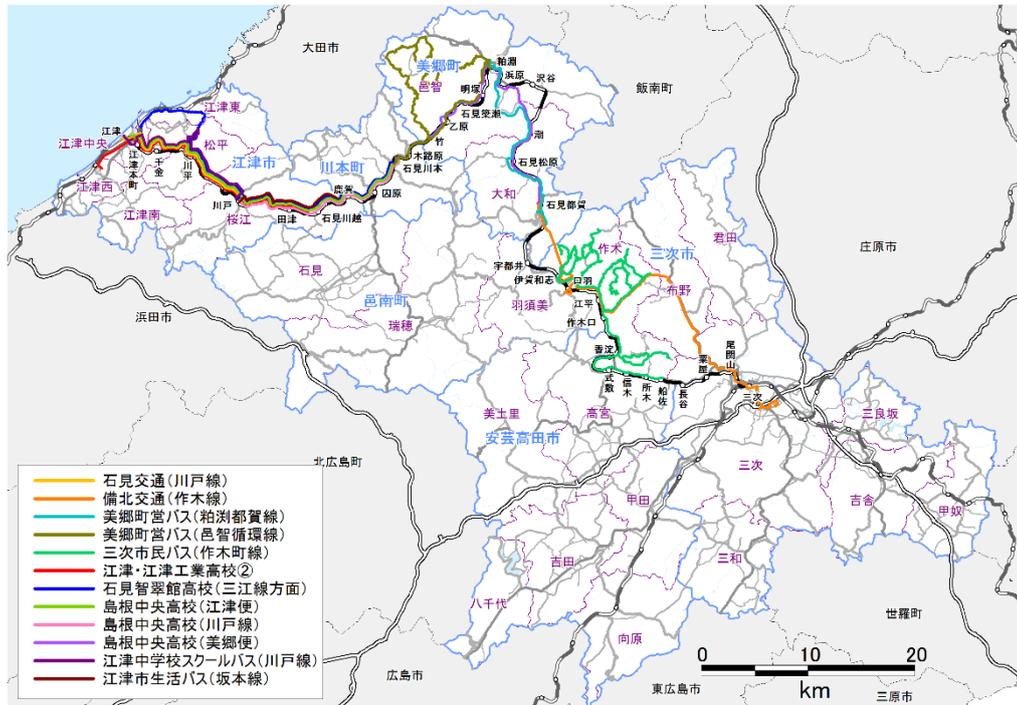
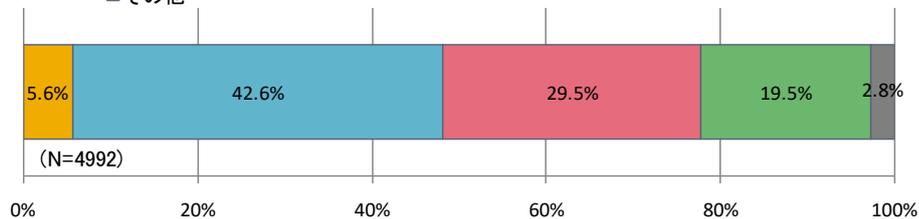


図 29 三江線沿線の重複する路線

⑬ 適切な運賃設定が求められている

運賃は、三江線と同程度とすべきという意見と、三江線よりも高くなってもやむを得ないという意見が多い。また、島根県内の高校では無料のスクールバスや町営バスが運行されているのに対し、広島県内では運行されていない。

- 自治体の負担が大きくなって構わないので、三江線よりも運賃を安くするべき
- 多少、自治体の負担が増えて構わないので、三江線と同程度の運賃とするべき
- 三江線よりも高い運賃となってもやむを得ない
- わからない
- その他

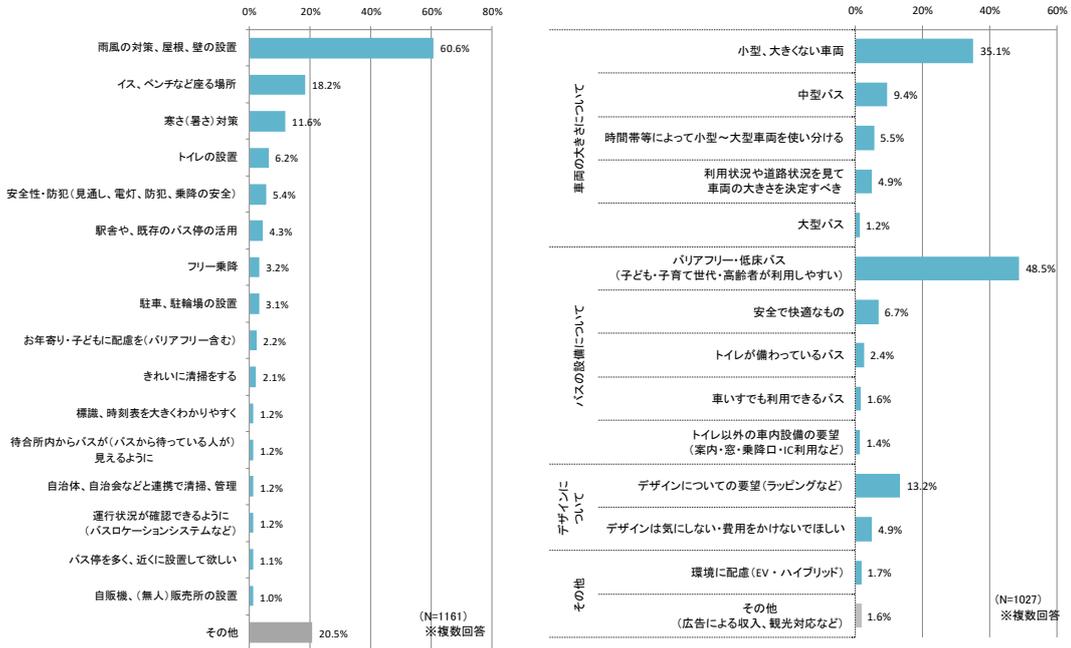


資料：沿線住民アンケート調査

図 30 三江線に替わる新しいバスの運賃に対する考え

⑭ バス停や車両など利用しやすい環境整備が求められている

バス停周辺環境（待合所、トイレ、駐車場など）の整備や低床車両などバリアフリーに配慮した環境整備が求められている。



資料：沿線住民アンケート調査

図 31 車両に関する意見 (左) とバス停の待合環境に関する意見 (右)

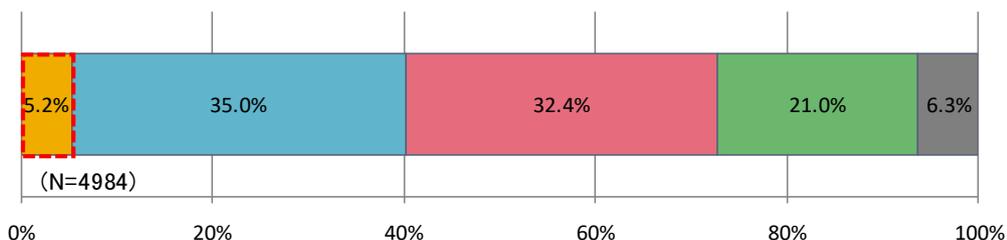
⑮ 住民の公共交通の利用意識が低い

特にこれまで三江線を利用していない人では、三江線に替わる新しい交通の利用に対する意識は低い。また、三江線活性化協議会において、5年間継続して利用促進等の取組が行われてきたが、三江線利用者の減少には歯止めがかからなかった。

⑩ 公共交通に対する過度な行政負担を求める意見は少ない

運行本数や運賃について、「行政負担が大きくなって構わないので、三江線よりも運行本数を多くするべき・運賃を安くするべき」とする意見は少数となっている。

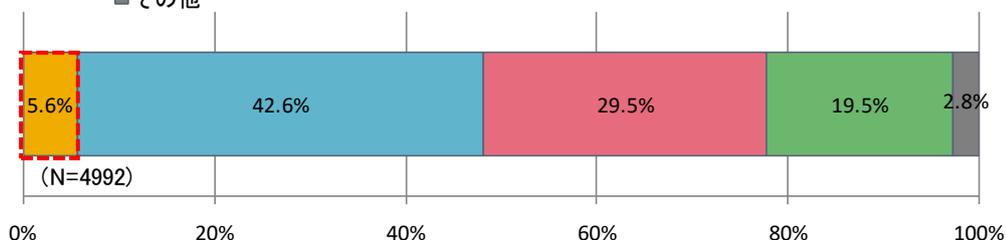
- 運行費用や自治体の負担が大きくなって構わないので、三江線よりも大幅に運行本数を多くするべき
- 多少、運行費用や自治体の負担が増えて構わないので、三江線よりも運行本数を多くするべき
- 三江線と同程度の運行本数で構わない
- わからない
- その他



資料：沿線住民アンケート調査

図 32 三江線に替わる新しいバスの運行本数に対する考え

- 自治体の負担が大きくなって構わないので、三江線よりも運賃を安くするべき
- 多少、自治体の負担が増えて構わないので、三江線と同程度の運賃とするべき
- 三江線よりも高い運賃となってもやむを得ない
- わからない
- その他



資料：沿線住民アンケート調査

図 33 三江線に替わる新しいバスの運賃に対する考え

## まちづくりに関する問題点や留意点

### ⑰ 人口減少と高齢化の進行

沿線市町では、人口減少と高齢化がより深刻化することが推計されている。運転免許証を保有する高齢者も増加する一方、高齢者が自家用車の運転に頼らない生活を送ることができ環境整備が求められている。

### ⑱ 地域の拠点である駅舎の利活用が求められている

各種交通モードの乗換拠点や地域住民の交流など、地域やまちづくりの拠点として重要な役割を担ってきた駅舎が複数存在する。これらの駅舎の利活用やその周辺も含めた活性化が求められている。

### ⑲ 中山間地域の特性を活かしたまちづくりが求められている

各市町では、中山間地域に将来にわたり安心して住み続けることが出来るよう、小さな拠点づくりが進められており、これらと連携した公共交通の検討が必要である。

表 3 各市町の総合戦略における小さな拠点づくりに関連した内容

<b>江津市</b>
<b>地域コミュニティ(住民自治組織)の形成による支え合いの仕組みづくり、安全・安心な暮らしの確保</b>
○地域コミュニティの形成促進と活動支援(地域コミュニティ活動促進事業)
○地域コミュニティとの連携による安心・安全な暮らしの確保と地域の保全(地域コミュニティ交流センター運営事業、買い物不便対策の支援など)
<b>美郷町</b>
<b>地域コミュニティの単位・実情に応じた住民等の活動拠点の整備</b>
○住民等の活動、交流等の拠点「小さな拠点」づくりを進め、地域の力を集結する
<b>邑南町</b>
<b>小さな拠点整備と持続可能な交通ネットワークの構築</b>
○生活圏における商業、医療、行政、子育て等の機能の拠点化と交通・情報網の構築○既存路線の見直しと持続可能な交通網の構築
<b>安芸高田市</b>
<b>安全・安心な生活環境の整備</b>
○持続可能で多様性のある社会を実現するための生活基盤の整備 (生活インフラの整備、防災・防犯の取組、医療・子育て・学習環境の整備、地域の見守り活動の充実など)
<b>地域の活動を持続可能にする取組</b>
○地域活動の担い手の確保、地域の個性と魅力を活かした取組の推進
<b>三次市</b>
<b>地域まちづくりビジョンの見直しと持続可能な地域づくり</b>
○地域まちづくりビジョンの見直しと特色ある地域づくり(住民自治組織が中心となった地域拠点づくりへの支援など)
○誰もが安心して暮らせる地域づくり(生活用品等の買い物を支援する仕組みづくり、移動手段の確保・維持などへの支援など)

※川本町では関連する項目なし

**⑳ 三江線沿線地域における観光戦略が明確となっていない**

各市町では、観光振興に向けた取組が検討されているが、それぞれ独自の取組にとどまり、三江線沿線地域や周辺の世界遺産といった観光資源も含めた、広域的な観光戦略が明確となっていない。

**表4各市町の総合戦略における観光振興に関連した内容**

<p><b>江津市</b></p> <p>○地域観光資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源を活用した市内周遊観光の促進</li> <li>・ 再生可能エネルギーなどを活用した産業観光としてのルート開発 など</li> </ul> <p>○有福温泉活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光地としての魅力向上策の検討</li> <li>・ 空き施設を活用した再生事業の展開 など</li> </ul> <p>○プロモーション活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部を対象としたプロモーション活動の推進</li> <li>・ 海外プロモーションの広域連携による取り組み促進</li> </ul>
<p><b>川本町</b></p> <p><b>外国人観光客の誘致</b></p> <p>○川本の健康資源や移動圏内にある世界遺産を活かし、健康大国かつ広島空港から直結する台湾等からの観光客を誘致し新たな経済効果を創出</p>
<p><b>美郷町</b></p> <p><b>観光の振興</b></p> <p>○地域の資源や魅力を再評価し、効果的に発信する(美肌温泉としての情報発信、美郷町観光サポーター、銀山街道の活用など)</p>
<p><b>邑南町</b></p> <p><b>交流人口の拡大</b></p> <p>○観光PRを行い、認知度を向上させる(観光協会との連携強化、観光情報発信機能整備など)</p> <p>○観光資源のネットワーク化、周遊型観光体制整備(高速バス路線を活かした交通網の構築など)</p> <p>○地域資源を活用した観光推進(地域イベント支援など)</p>
<p><b>安芸高田市</b></p> <p><b>観光・交流の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周遊性の高い観光の仕組みの構築</li> <li>○体験プログラム等の開発推進</li> <li>○歴史・文化資産の磨き上げ</li> </ul>
<p><b>三次市</b></p> <p><b>観光と交流によるにぎわいの創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三次町の観光・まちづくり交流の推進</li> <li>○体験型観光の推進</li> <li>○観光客の受入体制の強化</li> </ul>

**㉑ 観光やまちづくりにおける関係機関での連携が不足している**

「江の川下流域活性化構想」が江の川下流域活性化協議会(島根県内の沿線市町・中国電力)によって策定され、地域連携の仕組みをつくる方針が掲げられている。一方、広島県域・島根県域をまたいだ連携や取組が不足している。

## 取り組むべき課題

以上の公共交通に関する問題点、三江線に替わる新しい交通を考える上での留意点、まちづくりに関する問題点や留意点を踏まえ、三江線沿線地域において今後取り組むべき課題を以下に示します（括弧内は対応する問題点・留意点）。

### ① 広域的なネットワークとしての連携強化（①②③④⑧⑫⑬）

重複する路線のあり方を検討し、交通モード間の役割分担と連携による広域的なネットワークの確立が必要

### ② 交通結節点の機能強化と乗継利便性向上（①②⑬⑭⑱）

各公共交通を乗り継ぐ交通結節点では、待合環境やスムーズに乗り継ぎしやすい環境整備、乗継割引など、拠点機能の強化と乗継利便性の向上が必要

### ③ 地理的条件や移動ニーズなど、地域の実情に応じたサービスの構築（①③④⑥⑦⑩⑪⑬⑰）

地域内や地域間の交通では、地理的条件や移動ニーズに応じたサービスの提供が必要

### ④ 高校生が通学で利用しやすいサービスの構築（⑤）

ダイヤや運行区間、運賃など、高校生が通学で利用しやすいサービスの構築が必要

### ⑤ 効率的な運行サービスの構築（⑯⑰）

行政負担の視点も踏まえた効率的な運行サービスの検討が必要

### ⑥ 公共交通を利用しやすい環境づくり（⑧⑭⑰）

バス停や車両、情報提供など、誰でも公共交通を利用しやすい環境づくりが必要

### ⑦ 公共交通の利用促進と新たな公共交通利用者の開拓（⑮⑰）

これまで公共交通を利用してきた人の利用促進に加えて、これまで自家用車を利用していた高齢者や、若い世代なども含めた、新たな公共交通利用者の掘り起こしが必要

### ⑧ 公共交通とまちづくりの連携強化（⑰⑱⑲）

地域の拠点である駅舎の活用や、小さな拠点づくりなど、公共交通とまちづくりの連携した取組が必要

### ⑨ 観光振興戦略の構築と、観光二次交通としての公共交通活用（⑳㉑）

江の川沿線での議論に加えて、大田市や出雲市など、より広域的な観光戦略の検討が必要。また、これに基づく観光二次交通としての公共交通活用の検討が必要

### ⑩ 関係主体・地域住民の連携強化（⑨㉑）

上記にあげる課題を解決するためには、行政や交通事業者といった関係主体と地域住民との連携体制を構築し強化することが必要

## 第5章 計画の基本方針

---

### ●● 理念

三江線の歴史と廃線の経緯を胸に刻み、地域住民自らが積極的に関わりながら新たな公共交通体系を構築し、三江線沿線の地域と地域、地域に暮らす人と人とを未来にもつなげていきます。



地域の人々の思いをのせて、新たな未来へつなぐ公共交通



## 基本方針と基本目標

### 三江線に替わる新しい公共交通ネットワークの構築

通勤、通学、買い物、通院など、日常の様々なシーンで使いやすい公共交通を目指します。また、域外の都市とスムーズに移動できる環境を整え、広域的にも便利な公共交通を実現します。

#### 【基本目標】

- 1 地域の方々の公共交通利用率の維持・向上
- 2 主要な都市等との移動時間の短縮
- 3 地域拠点における最適な乗換時間の設定

### 誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の提供

設備、ルート案内などの充実に努め、誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通を提供し、安心して暮らすことのできる環境を構築します。

#### 【基本目標】

- 4 公共交通を利用する上でのバリアの解消
- 5 安心・安全な運行環境の整備
- 6 事業者による運行の継続

### 地域住民に支えられ、魅力ある地域づくりをサポートする公共交通

地域住民が公共交通に積極的に関わりながらコミュニケーションを推進し、三江線沿線をより一層魅力ある地域に磨き上げます。

#### 【基本目標】

- 7 観光を目的とした公共交通利用者の増加
- 8 公共交通に関するコミュニケーション機会の増加による住民意識の向上
- 9 魅力ある地域づくりに向けた地域との協働による取組の進展

## ●● 公共交通の将来像

### (1) 公共交通の将来像の実現に向けたステップ

三江線廃止後の平成30年4月からの将来像を「第1段階」とし、その後の各地域の実情に応じて目指す将来像を「第2段階」とします。

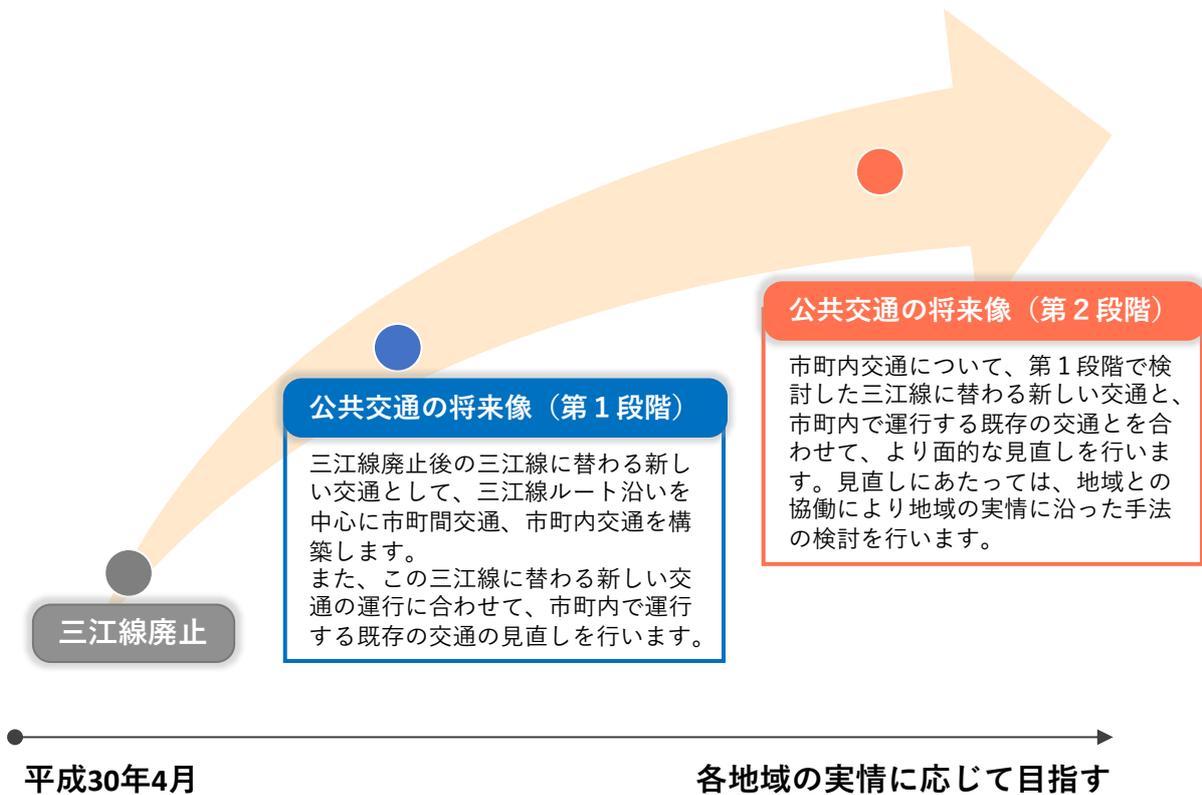


図 34 公共交通の将来像実現に向けたステップ

## (2) 公共交通の将来像

地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの将来像（第2段階）は、下図のようになります。

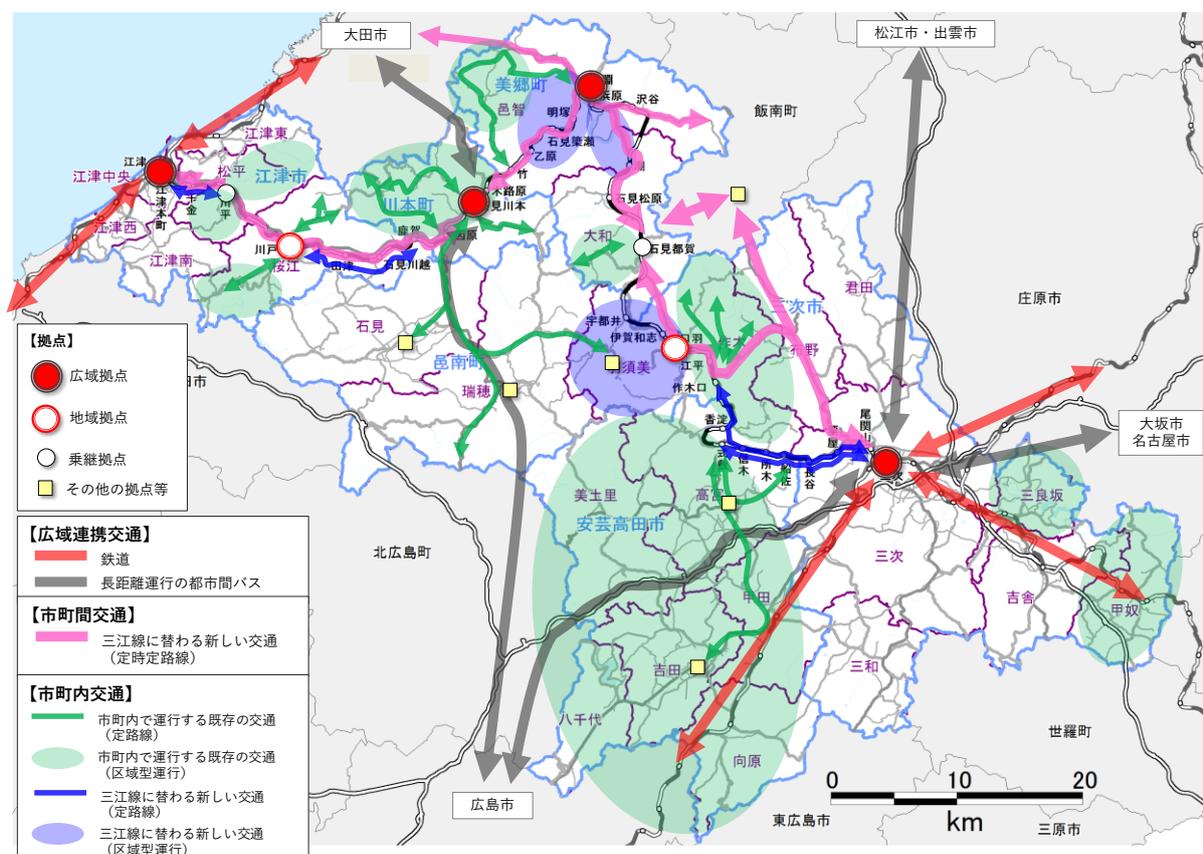


図 35 公共交通の将来像（第2段階）

第2段階において、需要に見合った効率的な便数及び運行形態の見直しを実施し、引き続き次の視点で検討を行います。

- 道路改良に応じた路線の再構築
- ニーズや観光需要の掘り起こしに応じた新規路線の開拓

表 5 地域拠点一覧

概要と役割	
○広域連携交通や市町間交通、市町内交通が集積し、これら交通間の乗り換えを行う拠点	
○市町の拠点としての役割も担う	
地域拠点一覧	
江津市	○江津駅

	○川平駅舎 ○川戸駅舎
川本町	○道の駅インフォメーションセンターかわもと（道の駅かわもと） ○石見川本駅舎
美郷町	○粕淵駅舎 ○浜原駅舎 ○道の駅グリーンロード大和（GR 大和）
邑南町	○邑南町羽須美支所
安芸高田市	○式敷駅舎
三次市	○川の駅常清（川の駅） ○三次駅

## 公共交通と拠点の位置づけ

各公共交通は移動距離や需要に応じて、再編前と再編後で以下のように位置づけを整理します。

表 6 公共交通の分類

分類	概要と役割	対象路線	
		再編前	再編後【第2段階】
広域連携交通	○都市間を結ぶ 広域的な移動 を担う公共交通	○JR 山陰本線 ○JR 芸備線 ○JR 福塩線 ○石見交通 石見銀山号（大田～川本～広島） ○その他の長距離運行の路線バス（三次駅発着便）	
市町間交通	○沿線の市町間 を運行する公共交通 ○市町間を移動 する通学や、 通勤・買い物・通院などの移動を担う	○JR 三江線 ○石見交通 川戸線 ○江津市生活バス 川戸線 ○江津市生活バス 坂本線 ○江津高校・江津工業高校スクールバス ○島根中央高校スクールバス	○石見交通 江津川本線
		○JR 三江線 ○美郷町町営バス 邑智循環線 （石見川本～粕淵） ○島根中央高校スクールバス	○大和観光 川本美郷線 ○石見交通 粕淵線（酒谷～大田バスセンター）
		○JR 三江線 ○備北交通 作木線 ○備北交通 赤名線 ○飯南町営バス 谷・赤名・頓原線	○備北交通 作木線 ○有限会社甲立タクシー・芸北タクシー 式敷三次線 ○備北交通 赤名線 ○飯南町営バス 谷・赤名・頓原線

		○石見交通 周布江津線 ○石見交通 大田江津線 ○おおなんバス 邑南川本線（田所道の駅～川本）		
<b>市町内交通（三江線に替わる新しい交通）</b>	○三江線に替わる新しい交通として、沿線の市町内を運行する公共交通 ○市町内を移動する買い物・通院などの移動を担う	江津市	○JR 三江線	○江津市生活バス 江津川平線 ○江津市生活バス 鹿賀線
		美郷町	○JR 三江線	○明塚エリア【タクシー利用】
			○JR 三江線 ○美郷町町営バス 粕淵都賀線	○信喜エリア【区域型】
			○美郷町町営バス 邑智循環線	○美郷町町営バス 粕淵竹線 ○乙原エリア【区域型】
		邑南町	○JR 三江線	○羽須美エリア【区域型】
		三次市	○JR 三江線 ○三次市民バス 作木町線	○君田交通 川の駅三次線 ○三次市民バス 作木町線

### （3） 地域公共交通確保維持事業の必要性

- 公共交通のネットワークにおいて地域間幹線系統補助路線である「江津川本線」は、川本町と江津市を結び、島根中央高校や江津市内の高校への通学や通勤、江津市内での買い物、通院などの移動に重要な役割を果たす路線となっています。
- 地域内フィーダー系統補助路線である「羽須美区域運行」、「作木線」は、上記の「江津川本線」や「川本美郷線」と連携し、三次市から江津市への通勤や通学、買い物等の移動に重要な役割を果たしています。
- これらの路線がなくなると、運転免許を持たない人は江津市にある済生会江津総合病院等の医療機関や大型商業施設への移動手段を失うほか、通学手段がなくなるためスクールバスを手配する必要が生じ、地域によっては保護者等の送迎への依存がさらに高まるなど大きな影響が出ることから、今後ともこれらの系統を維持する必要性があり、国の地域公共交通確保維持改善事業による補助を受ける必要があります。

(4) 三江線の概要

番号	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行形態	事業形態	運行主体 (運用委託先)	補助事業の活用
①	江津川本線	済生会病院	江津駅前	石見川本	4条乗合	路線定期運行	一般乗合旅客 自動車運送事	石見交通(株)	地域間幹線系統補助 車両減価償却等補助
		江津高校前	江津駅前	石見川本	4条乗合				
②	江津川平線	ゆめタウン江津前	金田	川平	79条乗合	路線定期運行	市町村運営有 償運送	江津市営	地域内フィーダー系統補助
③	鹿賀線	桜江総合センター	川越	鹿賀団地	79条乗合	路線定期運行	市町村運営有 償運送	江津市営	地域内フィーダー系統補助
④	川本美郷線	上野	相王町	石見川本	4条乗合	路線定期運行		大和観光(株)	地域内フィーダー系統補助
		上野	ゴールデンユートピアおろち	石見川本	4条乗合				
		上野	粕渕駅	ゴールデンユートピアおろち	4条乗合				
		美郷町役場前	粕渕駅	大和小学校	4条乗合				
		大和小学校	粕渕駅	ゴールデンユートピアおろち	4条乗合				
		石見川本	ゴールデンユートピアおろち	浜原駅前	4条乗合				
⑤	粕渕線	大田バスセンター	粕渕駅	酒谷	4条乗合	路線定期運行		石見交通(株)	なし
		大田バスセンター	粕渕駅	九日市	4条乗合				
⑥	羽須美区域運行	羽須美区域			79条乗合	区域運行	公共交通空白 地有償運送	NPOはすみ振興会	地域内フィーダー系統補助
⑦	式敷三次線	式敷駅	船佐駅	三次駅前	4条乗合	路線定期運行		甲立タクシー 芸北タクシー	なし
		式敷駅	船佐駅	三次中央病院	4条乗合				
⑧	作木線	三次中央病院	大津両国橋	道の駅グリーンロード大和	4条乗合	路線定期運行	一般乗合旅客 自動車運送事	備北交通株式会社	地域内フィーダー系統補助
		伊賀和志上	大津両国橋	三次工業団地	4条乗合				
⑨	川の駅三次線	川の駅常清	カヌー公園前	三次駅前	4条乗合	路線定期運行		有限会社君田交通	地域内フィーダー系統補助
		川の駅常清	香淀駅	三次駅前	4条乗合				
⑩	飯南町営バス	道の駅グリーンロード大和	畑田公民館	赤名	79条乗合	路線定期運行		飯南町	なし

## 第6章 目標を達成するための事業内容

### 事業体系

基本方針	基本目標	事業	対応する課題 (P.39)
三江線に替わる新しい公共交通ネットワークの構築	1.地域の方々の公共交通利用率の維持・向上	1-1 三江線に替わる「市町間交通」および「市町内交通」の構築	①② ③④⑤
		1-2 ニーズに応じた柔軟な形態による「市町内交通」の確保	
	2.主要な都市等との移動時間の短縮	2-1 主要都市や都市間交通の拠点にアクセスする「広域連携交通」の活用	
	3.地域拠点における最適な乗換時間の設定	3-1 乗換えしやすいダイヤの設定	
誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の提供	4.公共交通を利用する上でのバリアの解消	4-1 利用者に応じたバス車両の導入	③④ ⑤⑥
		4-2 バス停留所の機能強化	
		4-3 利用しやすい運賃の設定	
		4-4 誰にでもわかりやすい運行情報の提供	
	5.安心・安全な運行環境の整備	5-1 非常時・災害時に向けた体制づくり	
	6.事業者による運行の継続	6-1 運行継続に求められる支援の実施	
地域住民に支えられ、魅力ある地域づくりをサポートする公共交通	7.観光を目的とした公共交通利用者の増加	7-1 観光を目的とした公共交通利用者の開拓	⑦⑧ ⑨⑩
	8.公共交通に関するコミュニケーション機会の増加による住民意識の向上	8-1 公共交通に関する住民とのコミュニケーションの推進	
		8-2 モビリティ・マネジメントの推進	
	9.魅力ある地域づくりに向けた地域との協働による取組の進展	9-1 公共交通と地域づくりの連携	
		9-2 小さな拠点づくり活動との連携	

## 事業内容

# 基本方針 三江線に替わる新しい公共交通ネットワークの構築

## 【基本目標 1：地域の方々の公共交通利用率の維持・向上】

### 事業 1-1 | 三江線に替わる「市町間交通」および「市町内交通」の構築

<地域公共交通再編事業>

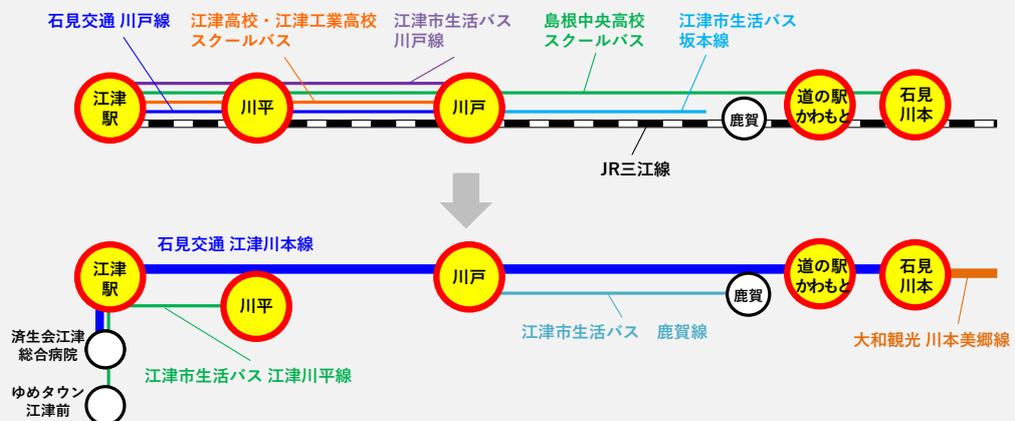
内容

- 三江線に替わる新しい交通として地域の実情に沿った「市町間交通」、「市町内交通」を構築します。

#### (1) ルート

##### ①江津・川本間の重複路線の解消

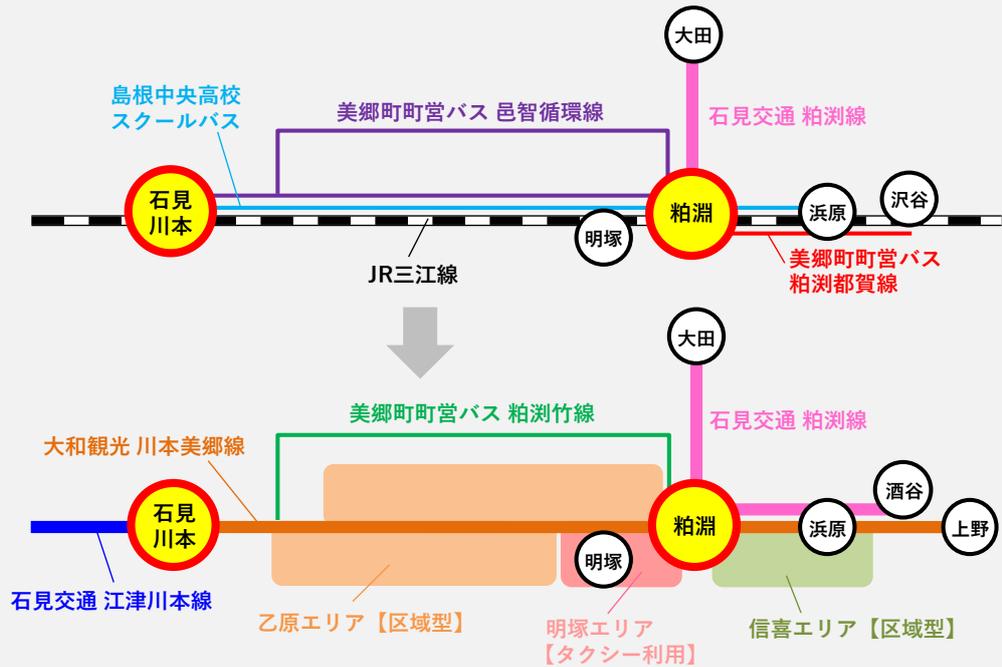
- JR 三江線を廃止、石見交通川戸線、江津市生活バス川戸線・坂本線、島根中央高校スクールバス、江津高校・江津工業スクールバスを統合して、市町間交通として位置付ける「石見交通 江津川本線」を国道 261 号沿いに運行します。
- 廃止となる JR 三江線沿線地域の移動手段を確保するために、市町内交通として位置付ける「江津市生活バス 江津川平線」、「江津市生活バス 鹿賀線」を運行します。
- 「石見交通 江津川本線」および「江津市生活バス 江津川平線」は、公共交通利用者の主要な目的地としてあげられる、済生会江津総合病院、ゆめタウン江津まで運行する便を設けます。



分類	対象路線	
	再編前	再編後【第2段階】
市町間交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JR三江線</li> <li>○石見交通 川戸線</li> <li>○江津市生活バス 川戸線</li> <li>○江津市生活バス 坂本線</li> <li>○江津高校・江津工業高校スクールバス</li> <li>○島根中央高校スクールバス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石見交通 江津川本線</li> </ul>
市町内交通	江津市 <ul style="list-style-type: none"> <li>○JR三江線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○江津市生活バス 江津川平線</li> <li>○江津市生活バス 鹿賀線</li> </ul>

## ②川本・浜原間の路線の見直し

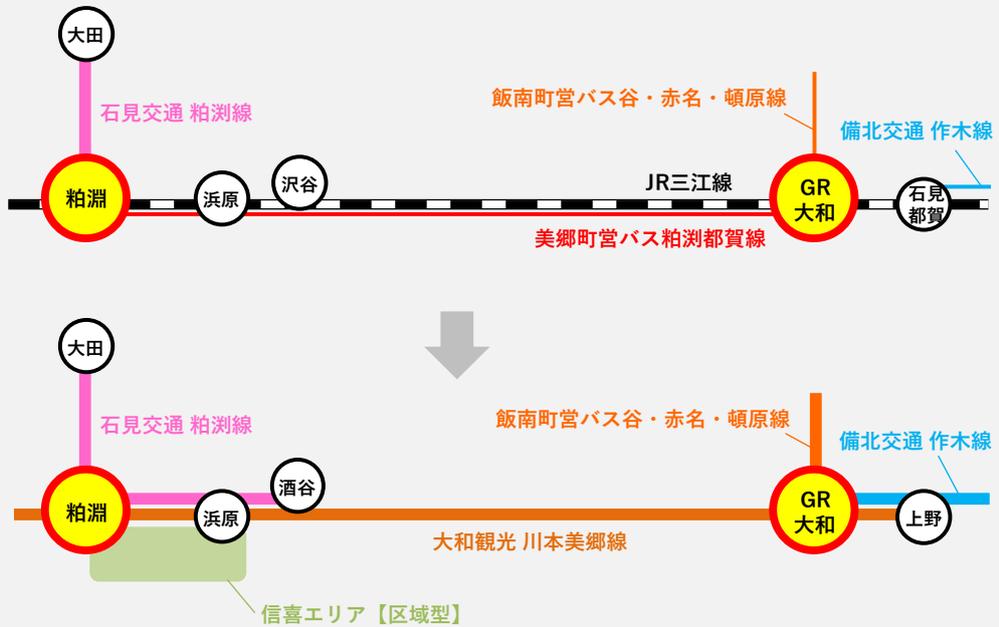
- JR 三江線を廃止、島根中央高校スクールバスを統合、美郷町営バス邑智循環線を見直して、市町間交通として位置付ける「大和観光 川本美郷線」を県道 40 号沿いに運行します。また、「美郷町町営バス 粕淵竹線」及び予約型（デマンド型）乗合タクシー「乙原エリア【区域型】」を市町内交通として運行します。
- 廃止となる JR 三江線沿線地域の移動手段を確保するため、市町内交通として「明塚エリア」にタクシー利用助成を導入するとともに、「石見交通 粕淵線」を酒谷まで運行します。



分類	対象路線	
	再編前	再編後【第2段階】
市町間交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JR三江線</li> <li>○美郷町町営バス 邑智循環線 (石見川本～粕淵)</li> <li>○島根中央高校スクールバス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大和観光 川本美郷線</li> <li>○石見交通 粕淵線 (酒谷～大田バスセンター)</li> </ul>
市町内交通		○明塚エリア【タクシー利用】
	美郷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JR三江線</li> <li>○美郷町町営バス 邑智循環線</li> </ul>

### ③粕淵・大和間の路線の見直し

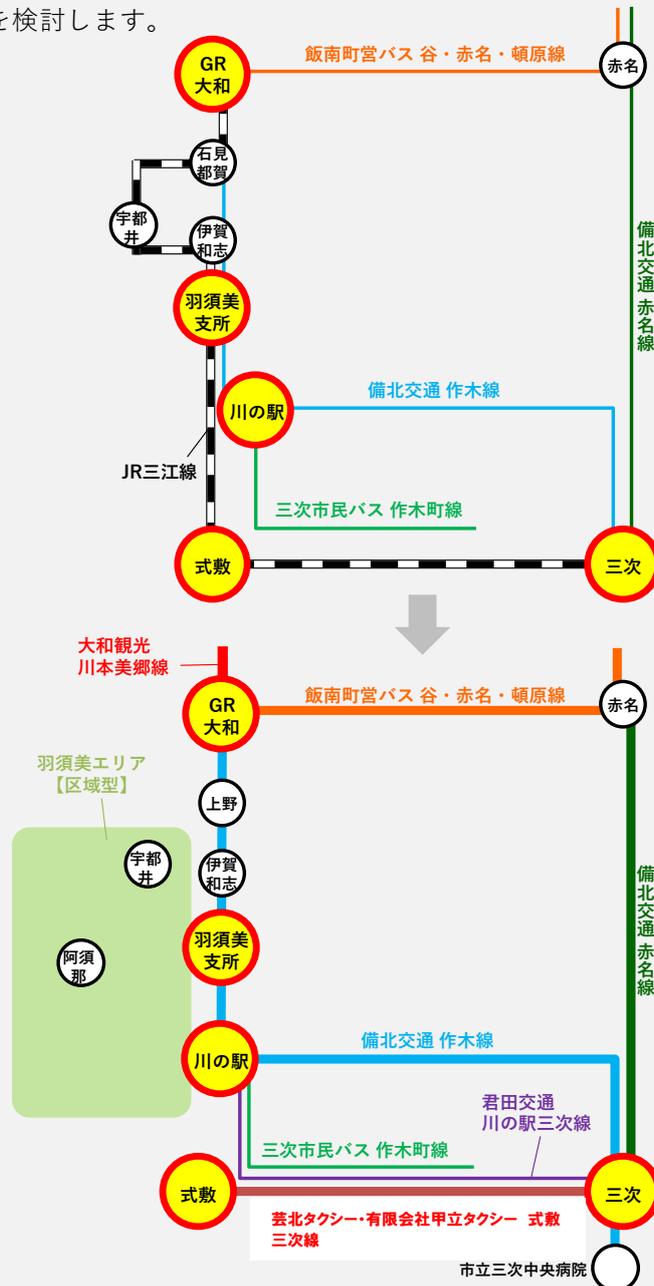
○JR 三江線を廃止、美郷町営バス粕淵都賀線を見直して、市町間交通として位置付ける「大和観光 川本美郷線」を国道 375 号沿いに上野まで運行するとともに、予約型（デマンド型）乗合タクシー「信喜エリア【区域型】」を運行します。



分類	対象路線	
	再編前	再編後【第2段階】
市町間交通	美郷町 ○JR三江線 ○美郷町町営バス 粕淵都賀線	○大和観光 川本美郷線 ○信喜エリア【区域型】

#### ④大和・三次間の路線の見直し

- JR 三江線を廃止、備北交通作木線を見直して、市町間交通として位置付けます。また、新たに市町間交通として「有限会社甲立タクシー・芸北タクシー 式敷三次線」を運行します。
- 特に、大和～三次間を結ぶ市町間交通は「備北交通 作木線」および「備北交通 赤名線」を市町間交通として位置づけ、備北交通赤名線は赤名で飯南町営バス 谷・赤名・頓原線と接続することで、大和～三次間の交通を充実させます。
- 邑南町内では、JR 三江線を廃止して、市町内交通として予約型乗合タクシー「羽須美エリア【区域型】」を運行します。また、三次市内では三次市民バス 作木町線を見直して、市町内交通として「君田交通 川の駅三次線」を運行します。
- 「備北交通 作木線」では、公共交通利用者の主要な目的地としてあげられる、市立三次中央病院まで運行する便を設けます。
- 大和～三次間の最短ルートとなる国道 375 号の道路改良状況等に応じて、路線の見直しを検討します。



分類	対象路線	
	再編前	再編後【第2段階】
市 町 間 交 通	○JR三江線	○備北交通 作木線
	○備北交通 作木線	○ 芸北タクシー・甲立タクシー 式敷三次線
	○備北交通 赤名線	○備北交通 赤名線
	○飯南町営バス 谷・赤名・頓原線	○飯南町営バス 谷・赤名・頓原線
市 町 内 交 通	美郷町 ○JR三江線	○大和観光 川本美郷線
	邑南町 ○JR三江線	○羽須美エリア【区域型】
	三次市 ○JR三江線 ○三次市民バス 作木町線	○君田交通 川の駅三次線 ○三次市民バス 作木町線

### (2) ダイヤ

- 高校生の通学や高齢者の通院・買い物など、住民のニーズに即した適正なダイヤ・便数とします。
- 同じ区間を異なるルートで運行する場合、それら複数のダイヤが相互に補完されるダイヤを構築します。

### (3) その他

- 利用者の利便性向上や周辺地域の活性化策との連携も踏まえ、ルートは必要に応じて見直しを行います。

実施主体 沿線市町・交通事業者

実施期間 平成 29 年 10 月より検討、平成 30 年 4 月より実施  
令和 2 年 4 月 1 日付で一部変更し実施

## 事業 1-2 | ニーズに応じた柔軟な形態による「市町内交通」の確保

<地域公共交通再編事業>

内容

- 区域型交通の運行やタクシーの活用など、より地域の実情に即した柔軟な形態による「市町内交通」を検討します。

### (1) 区域型交通の導入の検討

以下の地域において、予約型（デマンド型）乗合タクシーや公共交通空白地有償運送などの区域型交通の導入について、地域住民との協働により検討・実施します。

#### 第1段階からの実施

美郷町	○明塚エリア【区域型】 ○乙原エリア【区域型】 ○信喜エリア【区域型】
邑南町	○引城エリア【区域型】 ○江平上ヶ畑エリア【区域型】

#### 第2段階からの実施

江津市	○鹿賀・川戸エリア【区域型】
邑南町	○羽須美エリア【区域型】

### (2) タクシーを活用した生活交通確保の検討

○(1)の区域型交通の導入においては、タクシー事業者の活用も視野に検討します。

○タクシー助成制度の導入・推進などによりタクシーの積極的な活用を検討します。

#### 第2段階からの実施

美郷町	○明塚エリア【タクシー利用】
-----	----------------

実施主体 沿線市町・交通事業者・地域住民

実施期間 平成30年4月より検討、随時実施  
令和2年4月1日付で一部変更し実施

## 【基本目標 2：主要な都市等との移動時間の短縮】

### 事業 2-1 | 主要都市や都市間交通の拠点にアクセスする「広域連携交通」の活用 ＜地域公共交通再編事業＞

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 三江線沿線と主要都市との移動時間が短縮できるよう、広域連携交通と市町間交通・市町内交通のスムーズな乗換えが可能なダイヤ（接続時間：概ね 30 分以内）を検討します。</li></ul> <p>○江津駅（JR 山陰本線）および三次駅（JR 芸備線・JR 福塩線）において、JR とのダイヤ調整を行います。</p> <p>○道の駅インフォメーションセンターかわもと、石見川本駅舎、粕淵駅舎、三次駅において、長距離運行の路線バス（高速バス）とのダイヤ調整を行います。</p>
実施主体	沿線市町・交通事業者
実施期間	平成 29 年 10 月より検討、平成 30 年 4 月より実施

## 【基本目標 3：地域拠点における最適な乗換時間の設定】

### 事業 3-1 | 乗換えしやすいダイヤの設定 ＜地域公共交通再編事業＞

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「市町間交通」と「市町間交通」との乗換えが発生する地域拠点において、「市町間交通」間でのスムーズな乗換えが可能なダイヤ（接続時間：概ね 30 分以内）を検討します。</li><li>● その他の既存の「市町内交通」についても、「市町間交通」とのスムーズに乗換え可能なダイヤ（接続時間：概ね 30 分以内）を検討します。</li></ul>
実施主体	島根県・広島県・沿線市町・交通事業者
実施期間	平成 29 年 10 月より検討、平成 30 年 4 月より随時実施

# 基本方針 誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の提供

## 【基本目標4：公共交通を利用する上でのバリアの解消】

### 事業4-1 | 利用者に応じたバス車両の導入

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町が運行するバスやスクールバス等、輸送量や道路事情に応じた適切な車両の配置を実施します。</li> <li>● 誰もが利用しやすい環境整備に向けて、低床バスなどのバリアフリー車両の導入を検討します。</li> </ul>
実施主体	島根県・広島県・沿線市町・交通事業者
実施期間	平成29年10月より検討、平成30年4月より随時実施

### 事業4-2 | バス停留所の機能強化

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の待合環境を点検し、バス停留所の実態把握を行います。</li> <li>● 拠点やバス停の機能に応じて、ベンチや上屋、駐輪場、トイレなどの整備を検討します。</li> <li>● また、事業1-1に伴い新たなバス停の整備を検討し利便性を高めます。</li> <li>● フリー乗降区間を導入します。</li> <li>● トイレ等のバリアフリー化を検討します。</li> </ul>
----	--

#### [拠点に応じた整備内容]

分類	整備内容の例	
地域拠点	待合環境	○既存施設（駅舎や道の駅、商業施設、医療機関など）の活用により、屋内や屋根の下で待てる環境を整備 ○案内看板の設置
	機能強化	○トイレの整備 ○売店・窓口機能の設置 ○定期券やICカード等の販売窓口の設置 ○バス運転手の休憩所の整備
	駐車場・駐輪場	○自動車駐車場・自転車駐輪場・パーソナルモビリティ駐車場の整備
その他の停留所等	○利用状況や周辺環境等に応じて、ベンチや上屋の整備 ○フリー乗降区間の導入 など	

実施主体	島根県・広島県・沿線市町・交通事業者・その他関係者（道の駅・商工会など）
実施期間	平成29年10月より検討・随時実施

### 事業4-3 | 利用しやすい運賃の設定

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乗継利用をされる方に対する乗継割引を導入します。</li> <li>● 通学における割引制度や運賃補助を実施します。</li> <li>● ICカードの導入や年間定期券、異なる路線でも利用できる共通定期券など、利用しやすい運賃設定に向けた仕組みを構築します。</li> </ul>
実施主体	島根県・広島県・沿線市町・交通事業者
実施期間	平成29年10月より検討、平成30年4月より実施

## 事業4-4 | 誰にでもわかりやすい運行情報の提供

内容

- 地域住民や地域外からの来訪者にもわかりやすく使えるよう、沿線市町のエリアごとに総合時刻表・バスマップを作成し、地域拠点等での配布や各市町ホームページでの発信を行います。
- その他に、以下のような取組を検討します。

### 【時刻表・バスマップの取組内容】

- ・ JR 大型時刻表への掲載
- ・ 地域別のバスマップや時刻表の作成
- ・ 持ち歩きしやすいポケット時刻表の作成
- ・ 広域の乗継案内（公共交通を利用したおでかけプラン）や沿線施設に関する情報の掲載
- ・ インターネットや広報誌を活用した情報発信

### 【路線バスや町営バスなどをまとめて掲載した時刻表（川本町）】

The image displays a collection of bus-related information for Kawabuchi. On the left, there are two detailed bus timetables: '石見交通(川本線)' and 'おたのびバス(島根川本線)'. In the center, there is a map titled '川本町公共交通時刻' showing the Kawabuchi Station area and its surrounding routes. On the right, there is a table titled '石見川本駅⇄田原間の公共交通' which provides a summary of bus services between Kawabuchi Station and Tawarai. At the bottom, there are contact details for the Kawabuchi Station and a phone number: 572-0237.

- 利用者の待ち時間の負担軽減に向けて、バスロケーションシステムや乗換案内アプリの活用や導入を検討します。
- 利用者の更なる利便性向上のため、スムーズな検索・予約が可能な仕組みの構築を目指します。

実施主体 島根県・広島県・沿線市町・交通事業者

実施期間 平成 29 年 10 月より検討、平成 30 年 4 月より実施

**【基本目標 5：安心・安全な運行環境の整備】**

**事業 5-1 | 非常時・災害時に向けた体制づくり**

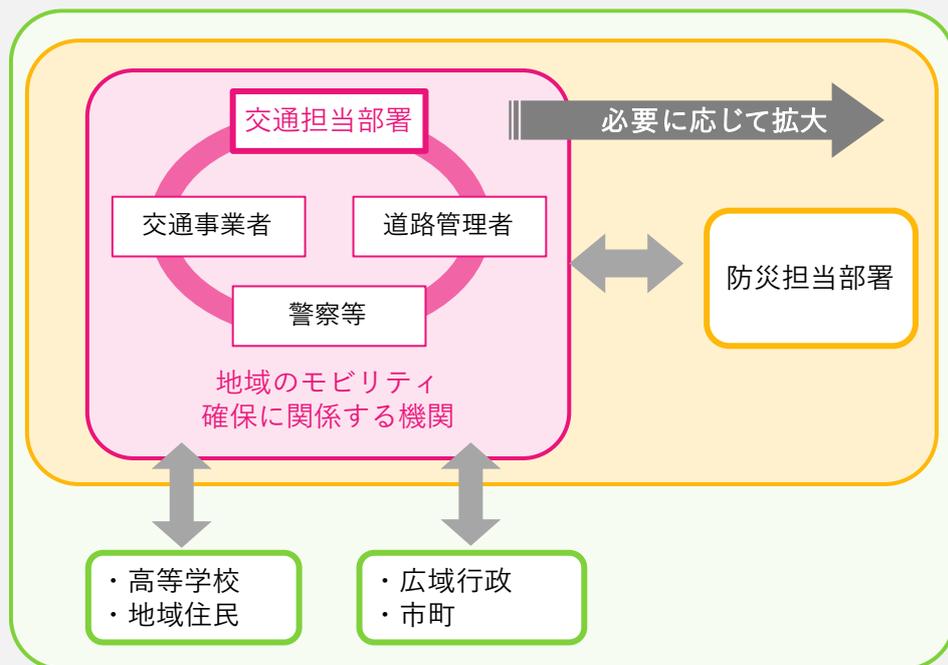
内容

- 非常時・災害時への対応について、交通事業者や市町、学校など関係者が連携して、利用者への情報発信などが速やかに対応できる体制を構築します。
- 積雪時の除雪ルール等を構築します。
- 狭隘な道路においても安全に運行できる仕組みについて、道路管理者も交えて検討します。

**[検討内容]**

- ・ 非常時・災害時の対応マニュアルの作成と関係者間での共有
- ・ 利用者への情報提供の仕組みづくり（ケーブルテレビなど）
- ・ 除雪ルールの検討
- ・ 対向車接近表示システム、バス転回場の整備
- ・ 落石対策や道路改良 など

**[非常時・災害時における取組体制のイメージ]**



実施主体

島根県・広島県・沿線市町・交通事業者・その他関係者（学校・警察・道路管理者など）

実施期間

平成 29 年 10 月より検討・随時実施

## 【基本目標 6：事業者による運行の継続】

### 事業 6-1 | 運行継続に求められる支援の実施

内容

- 全国的にも不足するバスやタクシーなどの公共交通ドライバーの確保に向けた取組を推進します。

**[検討内容]**

- ・ 第二種運転免許取得や国土交通大臣認定講習のための助成制度の構築
- ・ ドライバー採用活動の推進（UI ターン推進事業や職業安定所等との連携など）
- ・ 地域住民や NPO 等を運行主体とする取組の検討

- 運行補助制度等を効果的に活用した運行事業者への支援を検討します。

実施主体

島根県・広島県・沿線市町・交通事業者

実施期間

平成 29 年 10 月より検討・随時実施

## 基本方針 地域住民に支えられ、魅力ある地域づくりをサポートする公共交通

### 【基本目標7：観光を目的とした公共交通利用者の増加】

#### 事業7-1 | 観光を目的とした公共交通利用者の開拓

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三江線沿線地域の公共交通を活用した観光プランの提案やイベントの開催などにより、域外からの利用者を取り込みます。</li> </ul> <p><b>[取組内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施策とのタイアップによる利用促進策の展開（観光モビリティ・マネジメント）</li> <li>・高速バスのラッピングによるPR</li> <li>・公共交通を活用した周遊ルート、観光プランの提案（既存の観光パンフレット等の活用）</li> <li>・江の川圏域共通の観光資源（神楽等）をキーワードとしたストーリー性のある情報発信</li> <li>・イベントの開催による公共交通の利用促進（江の川下流域活性化協議会の関係市町で連携）</li> <li>・乗り放題バス等の企画チケット</li> <li>・バス車内で利用できる観光案内音声ガイド</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 沿線市町の観光地を周遊する手段として、主要な拠点を発着点とするタクシーを活用した観光二次交通を検討します。</li> </ul>
実施主体	島根県・広島県・沿線市町・交通事業者・地域住民・その他関係者（観光協会、民間団体など）
実施期間	平成29年10月より検討・随時実施

### 【基本目標8：公共交通に関するコミュニケーション機会の増加による住民意識の向上】

#### 事業8-1 | 公共交通に関する住民とのコミュニケーションの推進

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種媒体を通じた情報発信や意見交換会の開催などにより、公共交通に関する住民とのコミュニケーションを推進し、住民の公共交通を守る意識を醸成します。</li> <li>● 特に、事業1-1や1-2の推進においては、公共交通に関する意見交換会の開催や、住民組織の立ち上げ支援により、住民が主体となって地域の公共交通について考え、確保する仕組みを検討します。</li> </ul> <p><b>[取組内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関する意見交換会の開催</li> <li>・住民組織の立ち上げ</li> <li>・ホームページや広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、公共交通の利用実態や自治体による負担額、利便性向上に係る改善過程に関する積極的な情報提供</li> <li>・地域住民との協働による停留所の清掃・管理</li> </ul>
実施主体	沿線市町・交通事業者・地域住民
実施期間	平成29年10月より検討・随時実施

## 事業8-2 | モビリティ・マネジメント<sup>1</sup>の推進

内容

- 公共交通の利用促進と新たな利用者の開拓に向けて、ターゲット（高齢者、高校生、小中学生、UI ターン、通勤など）を明確にしたモビリティ・マネジメント（MM）を推進します。

### [取組例]

対象	モビリティ・マネジメントの例
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バスの乗り方教室の開催（ICカード利用方法の周知やお得な公共交通利用方法、安全なバス利用など）</li> <li>○運転免許返納者への割引</li> <li>○目的地となる施設と連携したポイントカードや利用促進</li> <li>○お試し乗車券の配布</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学で利用する公共交通や割引などの情報について入学時・入学前からの情報提供</li> <li>○学校行事での公共交通利用</li> </ul>
小中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バスの乗り方教室の開催（バスの乗り方、乗車体験、安全なバス利用など）</li> <li>○学校行事での公共交通利用</li> </ul>
UI ターン者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○UI ターン希望者や転入者向けの公共交通に関する情報提供</li> <li>○広域連携交通を活用したパーク&amp;ライドの推進</li> </ul>
行政職員・企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協力企業への助成やPR</li> <li>○ノーマイカーデーの推進</li> <li>○公共交通利用者向けの通勤手当</li> <li>○広域連携交通を活用したパーク&amp;ライドの推進</li> </ul>

実施主体

島根県・広島県・沿線市町・交通事業者・地域住民・その他関係者（警察・学校など）

実施期間

平成 29 年 10 月より検討・随時実施

<sup>1</sup> 過度に自動車に頼る生活から公共交通などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーションを中心とした取組のこと

## 【基本目標 9：魅力ある地域づくりに向けた地域との協働による取組の進展】

### 事業 9-1 | 公共交通と地域づくりの連携

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅舎等の活用や周辺地域の活性化など、民間団体と連携した地域活性化のための取組を検討します。</li> </ul> <p><b>[取組内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川本町商工会等との連携により、石見川本駅舎をコミュニティの拠点やバスターミナルとしての活用検討を行う（川本町）</li> <li>・地域にある地域団体や地区別戦略実施主体等との連携を行い、地域活性化の取組を支援する（邑南町）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のイメージに沿ったバスやバス停などのデザイン、活用方法を検討します。</li> </ul> <p><b>[取組内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停のネーミングライツの募集</li> <li>・バス停やバス車両への広告掲載の募集</li> <li>・ラッピングバスによる地域の魅力発信</li> <li>・住民によるバス停等の美化運動の推進</li> </ul>
実施主体	沿線市町・交通事業者・地域住民・その他関係者（商工会・観光協会・民間団体など）
実施期間	平成 29 年 10 月より検討・随時実施

### 事業 9-2 | 小さな拠点づくり<sup>2</sup>活動との連携

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通サービスをきっかけに、地域の方々の絆を深める小さな拠点づくり活動を推進します。</li> </ul> <p><b>[取組例]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を活用した地域産品の集荷・出荷</li> <li>・物流事業、福祉事業など複数主体の連携による貨客混載</li> <li>・移動販売や買い物支援、見守りサービス等との連携</li> <li>・地域活動への地域外からの来訪促進</li> </ul> <p><b>[小さな拠点づくり活動と連携した取組例（安来市宇波地区）]</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>交流センターを拠点とし、住民主体による自治会輸送活動とともに、移動販売・出張美容室・各種イベント開催など、拠点を活用した取組が行われています。</p>
実施主体	沿線市町・交通事業者・地域住民
実施期間	平成 29 年 10 月より検討・随時実施

<sup>2</sup> 魅力溢れる中山間地域を将来にわたり維持し、今後も安心して人々が住み続けることができるよう、個々の集落を超え、より広域的な取組の中で日常生活を支える仕組みを考えていく取組のこと

## 事業の実施体制とスケジュール

基本目標	事業内容	実施主体						事業スケジュール					
		島根県	広島県	沿線市町	交通事業者	地域住民	その他関係者	平成29年度 (10月より)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 ～7年度
目標1 地域の方々の公共交通利用率の維持・向上	1-1 三江線に替わる「市町間交通」および「市町内交通」の構築 <地域公共交通再編事業>			○	○			検討	実施				
	1-2 ニーズに応じた柔軟な形態による「市町間交通」の確保			○	○	○			検討・随時実施				
目標2 主要な都市等との移動時間の短縮	2-1 主要都市や都市間交通の拠点にアクセスする「広域連携交通」の活用			○	○			検討	実施				
目標3 地域拠点における最適な乗換時間の設定	3-1 乗換えしやすいダイヤの設定	○	○	○	○			検討	随時実施				
目標4 公共交通を利用する上でのバリアの解消	4-1 利用者に応じたバス車両の導入	○	○	○	○			検討	随時実施				
	4-2 バス停留所の機能強化	○	○	○	○		○	検討・随時実施					
	4-3 利用しやすい運賃の設定	○	○	○	○			検討	実施				
	4-4 誰にでもわかりやすい運行情報の提供	○	○	○	○			検討	実施				
目標5 安心・安全な運行環境の整備	5-1 非常時・災害時に向けた体制づくり	○	○	○	○		○	検討・随時実施					
目標6 事業者による運行の継続	6-1 運行継続に求められる支援の実施	○	○	○	○			検討・随時実施					
目標7 観光を目的とした公共交通利用者数の増加	7-1 観光を目的とした公共交通利用者の開拓	○	○	○	○	○	○	検討・随時実施					
目標8 公共交通に関するコミュニケーション機会の増加による住民意識の向上	8-1 公共交通に関する住民とのコミュニケーションの推進			○	○	○		検討・随時実施					
	8-2 モビリティ・マネジメントの推進	○	○	○	○	○	○	検討・随時実施					
目標9 魅力ある地域づくりに向けた地域との協働による取組の進展	9-1 公共交通と地域づくりの連携			○	○	○	○	検討・随時実施					
	9-2 小さな拠点づくり 活動との連携			○	○	○		検討・随時実施					

## 第7章 計画の達成状況の評価

### 評価指標の設定

基本方針	評価指標	目標値
三江線に替わる新しい公共交通ネットワークの構築	<b>「市町間交通」の輸送量（平均乗車密度×運行回数）</b> ○三江線に替わる新しい交通として運行する「市町間交通」各路線の輸送量 ※平均乗車密度は、ある系統のバスについて、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数を指す ※沿線地域のすべての住民が、最低でも年間に2回以上利用することが必要	15人/日以上
誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の提供	<b>わかりやすい運行情報の提供に関する取組の実施状況</b> ○沿線市町のエリアごとに総合時刻表・バスマップを3エリア別に毎年作成する	15回以上
	<b>非常時・災害時に向けた体制構築に関する、関係者間での協議の回数</b> ○事業5-1取組例に記載するような事業に関して、関係者間での協議の回数 ○最低でも各年1回以上は開催する	5回以上
地域住民に支えられ、魅力ある地域づくりをサポートする公共交通	<b>観光を目的とした公共交通利用者開拓に関する取組の実施回数</b> ○事業7-1取組例に記載するような事業の実施状況 ○各市町が最低でも、計画期間中に2回以上実施する	12回以上
	<b>モビリティ・マネジメントの実施状況</b> ○事業8-2取組例に記載するような事業の実施状況 ○各市町が最低でも、計画期間中に2回以上実施する	12回以上
	<b>公共交通と地域づくりの連携に関する取組の実施状況</b> ○事業9-1取組例に記載するような事業の実施状況 ○各市町が最低でも、計画期間中に1回以上実施する	6例以上

### 評価の方法

各事業は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度、定期的に三江線沿線地域公共交通活性化協議会において事業の実施状況や評価を行い、地域の実情や社会情勢の変化、道路環境の変化等への対応など適宜見直しを行い、各市町で連携をしながら、よりよい取組となるよう改善を行います。

また、本計画全体の評価に関しても、PDCAサイクルの考え方にに基づき、三江線沿線地域公共交通活性化協議会において計画の中間年次・最終年次において評価を行います。

## 🔴 評価指標と数値目標,測定方法など

評価指標	現状値(R2.10~R3.9)	目標値(R6.10~R7.9)	算出方法	データ取得方法
①住民等の利用者数	118,720人	118,000人(コロナ禍前の令和2年度程度に戻す)	実績より積算	交通事業者からの資料提供
②公的資金が投入されている路線の平均収支率	収支率: 18.4%	収支率: 18.7% (4条バス路線の利便性向上と利用促進により収支率を0.3%上げる)	当該路線の「経常収益÷運行経費」	交通事業者からの資料提供
③公的資金の投入額	202,272千円	現状値以下	実績より積算	交通事業者からの資料提供

※評価の対象路線は、本計画の全路線(10路線)とする。

※評価の対象期間は「バス事業年度とする(前年10月1日~当年9月30日)。

※「③公的資金投入額」は、国補助・県補助・沿線自治体補助の合算(=赤字欠損額計)とする。

## 🔴 評価指標及び目標値の設定理由

人口減少等の影響により厳しい状況が続いている中で、代替交通の持続性を確保していくため、利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないよう、各種施策に取り組んでいきます。

# 参考資料

## 計画の区域一覧

市 町	区 域 名				
江津市	渡津町	桜江町坂本	桜江町大貫	松川町下河戸	松川町長良
	金田町	桜江町市山	桜江町谷住郷	松川町市村	松川町畑田
	江津町	桜江町鹿賀	桜江町長谷	松川町上河戸	松川町八神
	桜江町後山	桜江町小田	桜江町田津	松川町上津井	川平町南川上
	桜江町江尾	桜江町川越	桜江町八戸	松川町太田	川平町平田
	桜江町今田	桜江町川戸			
川本町	大字因原	大字三俣	大字川内	大字谷戸	大字南佐木
	大字久座仁	大字小谷	大字川本	大字田窪	大字馬野原
	大字三原	大字川下	大字多田	大字湯谷	大字北佐木
美郷町	奥山	吾郷	上川戸	潮村	櫛谷
	乙原	港	上野	長藤	比敷
	亀村	高山	信喜	都賀行	浜原
	久喜原	高畑	石原	都賀西	別府
	久保	志君	千原	都賀本郷	片山
	宮内	酒谷	惣森	湯抱	明塚
	京覧原	小松地	村之郷	内田	野井
	九日市	小谷	滝原	粕淵	築瀬
邑南町	戸河内	阿須那	木須田	宇都井	今井
	雪田	上口羽	下口羽	上田	
高田市 安芸	高宮町羽佐竹	高宮町佐々部	高宮町船木	高宮町房後	高宮町来女木
	高宮町原田	高宮町川根			
三次市	粟屋町	作木町森山東	十日市西一丁目	十日市東三丁目	十日市南七丁目
	作木町伊賀和志	作木町西野	十日市西六丁目	十日市東四丁目	十日市南二丁目
	作木町岡三測	作木町大山	十日市中一丁目	十日市東二丁目	十日市南六丁目
	作木町下作木	作木町大津	十日市中三丁目	十日市東六丁目	西酒屋町
	作木町光守	作木町大畠	十日市中四丁目	十日市南一丁目	東酒屋町
	作木町香淀	作木町門田	十日市中二丁目	十日市南五丁目	日下町
	作木町上作木	三原町	十日市町	十日市南三丁目	布野町下布野
	作木町森山西	三次町	十日市東一丁目	十日市南四丁目	布野町上布野
	作木町森山中	山家町	十日市東五丁目		

## 計画策定の経緯

本計画の策定に関し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づく協議会として、住民及び利用者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、市町等で組織する「三江線沿線地域公共交通活性化協議会」を開催しました。

表 6 計画策定の経緯（三江線地域公共交通活性化協議会開催状況）

会議名	月 日	主な議題
第1回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成28年 11月10日	・規約策定について ・計画策定支援事業実施者の選定について
第2回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成28年 12月21日	・計画策定支援事業委託者の決定について ・アンケート・ヒアリング調査の実施について
第3回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成29年 3月29日	・アンケート・ヒアリング調査の結果について ・公共交通の問題点・課題について
第4回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成29年 6月2日	・三江線沿線地域公共交通網形成計画骨子案について
第5回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成29年 8月4日	・三江線沿線地域公共交通網形成計画（案）について
第6回 三江線地域公共交通活性化協議会	平成29年 9月7日	・パブリックコメントの結果と対応について ・三江線沿線地域公共交通網形成計画（案）について

## 各種調査・意見交換会の実施状況

本計画の策定に伴い、住民・利用者に対しアンケート調査・乗降調査を実施しました。

表 7 公共交通に関わる調査の実施状況

調査名	調査期間	対象	内容
沿線住民アンケート	平成 29 年 1 月 10 日 ～ 平成 29 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿線地域の住民全戸（1 世帯当たり調査票を 2 通配布）を対象に郵送配布・郵送回収</li> <li>回収率：33.7% (3,872 世帯/11,500 世帯)</li> <li>回収票：5,871 枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人属性</li> <li>三江線の利用の有無</li> <li>普段の移動手段・移動場所</li> <li>公共交通での移動希望</li> <li>代替交通の利用意向</li> <li>代替交通のサービス など</li> </ul>
中学生アンケート	平成 29 年 1 月 10 日 ～ 平成 29 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>三江線沿線付近 9 校の 2 年生の生徒・保護者を対象に配布</li> <li>中学校を通じて配布・回収</li> <li>回収率：83.9% (208 名/248 名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人属性</li> <li>進路選択時の公共交通の影響</li> <li>進学時に代替交通の利用意向と定期券支払意向</li> <li>代替交通のサービス など</li> </ul>
高校生アンケート	平成 29 年 1 月 10 日 ～ 平成 29 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>三江線沿線付近 9 校・周辺の高校 2 校の 1 年生の生徒・保護者を対象に配布</li> <li>高校を通じて配布・回収</li> <li>回収率：81.3% (614 名/755 名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人属性</li> <li>三江線の利用状況</li> <li>普段の移動実態</li> <li>代替交通のサービス</li> <li>通学での代替交通の利用意向</li> <li>定期券の支払意向 など</li> </ul>
三江線利用者 ヒアリング	平成 29 年 1 月 26 日 ～ 平成 29 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング回答者：373 人 (一般 270 人・観光客 103 人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人属性</li> <li>三江線の利用目的・頻度</li> <li>代替交通のサービス</li> <li>代替交通の利用意向 など</li> </ul>
乗降調査	平成 29 年 1 月 26 日 ～ 平成 29 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間内の三江線利用者（一般利用者、観光客）全員を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅別の乗降人数を属性別に調査</li> </ul>

本計画の策定に関して、沿線の地域住民を対象に意見交換会を開催しました。

表 8 意見交換会の実施状況

対象地域	開催日時	場所	参加人数
<b>江津市</b>			
川越地区 下大貫集落	平成 28 年 12 月 11 日 (日) 13:00~	下大貫自治会館	13 人
江津本町・金田地区	平成 28 年 12 月 16 日 (金) 13:30~	金田公民館	15 人
川越地区 坂本集落	平成 28 年 12 月 18 日 (日) 9:00~	坂本地区集会所	8 人
市山地区	平成 28 年 12 月 10 日 (土) 10:00~	市山地域コミュニティ 交流センター	18 人
川越地区 鹿賀集落	平成 28 年 12 月 11 日 (日) 9:00~	鹿賀会館	24 人
松川地区	平成 28 年 12 月 13 日 (火) 19:00~	松平地域コミュニティ 交流センター	25 人
川越地区 上大貫集落	平成 28 年 12 月 11 日 (日) 19:30~	川越 (大貫) 生活改善センター	8 人
川戸地区	平成 28 年 12 月 18 日 (日) 13:30~	川戸地域コミュニティ 交流センター	17 人
川平地区	平成 28 年 12 月 19 日 (月) 13:30~	松平地域防災拠点施設	14 人
谷住郷地区	平成 28 年 12 月 18 日 (日) 10:00~	谷住郷多目的集会施設	23 人
長谷地区	平成 28 年 12 月 10 日 (土) 19:00~	長谷生活改善センター	25 人
川越地区 田津集落	平成 28 年 12 月 10 日 (水) 10:00~	田津地区集会所	13 人
川越地区 渡集落	平成 28 年 12 月 8 日 (水) 19:00~	渡会館	15 人
川越地区 渡田集落	平成 28 年 12 月 15 日 (木) 19:00~	川越地域コミュニティ 交流センター	11 人
長谷地区	平成 29 年 5 月 10 日 (水) 19:00~	長谷生活改善センター	17 人
川越地区	平成 29 年 5 月 11 日 (木) 19:30~	川越地域コミュニティ 交流センター	48 人
江津地区	平成 29 年 5 月 16 日 (火) 19:00~	松平地域防災拠点施設	15 人
市山地区	平成 29 年 5 月 17 日 (水) 10:00~	市山地域コミュニティ 交流センター	33 人
川戸地区	平成 29 年 5 月 19 日 (金) 19:00~	川戸地域コミュニティ 交流センター	32 人
谷住郷地区	平成 29 年 5 月 21 日 (日) 10:00~	谷住郷地域コミュニティ 交流センター	19 人
川越地区 鹿賀集落	平成 29 年 8 月 7 日 (月) 19:00~	鹿賀会館	15 人

対象地域	開催日時	場所	参加人数
<b>江津市</b>			
川越地区 渡集落	平成 29 年 8 月 7 日 (月) 19:00~	渡会館	12 人
松平地区	平成 29 年 8 月 8 日 (火) 19:00~	松平地域防災拠点施設	15 人
川越地区 渡田集落	平成 29 年 8 月 9 日 (水) 19:00~	川越地域コミュニティ 交流センター	16 人
川越地区 下大貫集落	平成 29 年 8 月 9 日 (水) 19:00~	下大貫自治会館	11 人
川越地区 田津集落	平成 29 年 8 月 10 日 (木) 19:00~	田津会館	20 人
江津地区	平成 29 年 8 月 19 日 (土) 15:00~	パレットごうつ	8 人
桜江地区	平成 29 年 8 月 19 日 (土) 19:00~	桜江総合センター	17 人
川越地区 上大貫集落・坂本地区	平成 29 年 8 月 19 日 (土) 19:00~	川越 (大貫) 生活改善センター	12 人
<b>川本町</b>			
全域	平成 29 年 1 月 26 日 (木) 19:00~	すこやかセンター	23 人
全域	平成 29 年 5 月 18 日 (木) 19:00~	すこやかセンター	43 人
全域	平成 29 年 8 月 31 日 (木) 19:00~	すこやかセンター	28 人
<b>美郷町</b>			
浜原地域	平成 29 年 1 月 20 日 (金) 19:00~	浜原隣保館	40 人
比之宮地域	平成 29 年 1 月 30 日 (月) 16:00~	比之宮会館	9 人
粕淵地域	平成 29 年 1 月 31 日 (火) 19:00~	みさと館	6 人
君谷地域	平成 29 年 2 月 1 日 (水) 19:00~	君谷交流センター	12 人
吾郷地域	平成 29 年 2 月 8 日 (水) 19:00~	築瀬ふれあい集会所	18 人
沢谷地域	平成 29 年 2 月 15 日 (水) 19:00~	沢谷交流センター	22 人
都賀西地域	平成 29 年 2 月 17 日 (金) 19:00~	都賀西基幹集落センター	16 人
都賀・長藤地域	平成 29 年 2 月 23 日 (木) 19:00~	大和事務所	11 人
都賀行地域	平成 29 年 2 月 25 日 (土) 10:00~	都賀行隣保館	30 人
邑智地域	平成 29 年 5 月 22 日 (月) 10:00~	みさと館	12 人
大和地域	平成 29 年 5 月 22 日 (月) 14:00~	大和事務所	12 人
大和地域	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 14:00~	大和事務所	2 人

対象地域	開催日時	場所	参加人数
<b>邑南町</b>			
宇都井駅周辺地域	平成28年12月1日(木) 19:00~	宇都井区自治会館	13人
宇都井駅周辺地域	平成29年1月18日(水) 19:00~	宇都井区自治会館	9人
口羽駅周辺地域	平成28年12月2日(金) 19:00~	口羽公民館	8人
江平駅・作木口駅 周辺地域	平成28年12月5日(月) 13:30~	江平会館	7人
口羽駅周辺地域	平成29年1月17日(火) 19:00~	口羽公民館	16人
宇都井駅周辺地域	平成29年3月13日(月) 19:00~	宇都井区自治会館	13人
	平成29年4月18日(火) 19:30~	宇都井区自治会館	16人
江平駅・作木口駅 周辺地域	平成29年5月17日(水) 14:00~	江平会館	8人
宇都井駅周辺地域	平成29年5月19日(金) 19:00~	宇都井区自治会館	15人
口羽駅周辺地域	平成29年5月29日(月) 19:00~	口羽公民館	17人
宇都井駅周辺地域	平成29年7月11日(火) 19:00~	宇都井区自治会館	10人
江平駅・作木口駅 周辺地域	平成29年7月11日(火) 13:30~	江平会館	8人
口羽駅周辺地域	平成28年7月12日(水) 19:00~	口羽公民館	17人
<b>安芸高田市</b>			
川根地区	平成28年12月17日(土) 10:30~	エコミュージアム川根	15人
下佐地区	平成28年12月17日(土) 13:30~	下佐 コミュニティセンター	15人
船木地区	平成28年12月18日(日) 13:35~	船木ゆめ広場	10人
高宮地区・市内全域	平成28年12月21日(火) 19:00~	高宮支所	13人
川根地区	平成29年5月24日(水) 10:00~	エコミュージアム川根	40人
下佐地区	平成29年5月24日(水) 13:30~	下佐 コミュニティセンター	37人
船木地区	平成29年5月26日(金) 13:30~	船木ゆめ広場	17人
高宮地区・市内全域	平成29年5月26日(金) 19:30~	高宮支所	12人
川根地区	平成29年7月19日(水) 10:00~	エコミュージアム川根	31名

対象地域	開催日時	場所	参加人数
<b>安芸高田市</b>			
船木地区	平成 29 年 7 月 19 日 (水) 13:30~	船木ゆめ広場	21 名
下佐地区	平成 29 年 7 月 20 日 (木) 13:30~	下佐 コミュニティセンター	40 名
高宮地区・市内全域	平成 29 年 7 月 21 日 (金) 19:00~	高宮支所	12 名
<b>三次市</b>			
作木町	平成 29 年 1 月 30 日 (月) 19:00~	作木山村開発センター	9 人
三次町	平成 29 年 1 月 30 日 (月) 19:00~	三次コミュニティ センター ホール	10 人
作木町	平成 29 年 5 月 26 日 (金) 19:00~	作木山村開発センター	51 人
三次町	平成 29 年 5 月 29 日 (月) 19:00~	みよしまちづくり センター	20 人
作木町	平成 29 年 7 月 24 日 (金) 19:00~	作木山村開発センター	50 人
三次町	平成 29 年 7 月 25 日 (火) 19:00~	みよしまちづくり センター	20 人
人数合計			1,383 人

本計画の見直しに関して、沿線の地域住民を対象に住民説明会等を開催しました。

表 9 住民説明会等の実施状況

対象地域	対象路線名	開催日時	場所	参加人数
<b>美郷町</b>				
明塚	明塚線	令和元年 8 月 25 日 (日) 18:00~	明塚集会所	13
<b>邑南町</b>				
宇都井地区	宇都井口羽線	令和元年 7 月 18 日 (木) ~7 月 22 日 (月) 終日	宇都井	15
引城地区	引城区域運行	令和元年 7 月 22 日 (月) 11:30~	引城	1
宇都井地区	宇都井口羽線	令和元年 7 月 24 日 (水) 19:00~	宇都井区自治会館	10

## パブリックコメント

以下の内容で、三江線沿線地域公共交通網形成計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。

### （１）計画策定時

- 閲覧及び募集期間：平成 29 年 8 月 8 日（火）～平成 29 年 8 月 28 日（木）
- 実施の方法：島根県・広島県・各市町ホームページへの掲載
- 意見等の件数：16 名 27 件

### （２）計画改訂時

- 閲覧及び募集期間：令和元年 10 月 11 日（金）～令和元年 11 月 10 日（日）
- 実施の方法：島根県・広島県・各市町ホームページへの掲載
- 意見等の件数：1 名 8 件

## 公共交通活性化協議会規約・委員名簿

### 三江線沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成28年11月10日制定

平成29年12月21日改正

令和2年10月26日改正

令和5年6月2日改正

令和6年2月20日改正

#### (趣旨)

第1条 「三江線沿線地域公共交通活性化協議会」(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する必要な協議を行うため設置する。

#### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- 二 網形成計画の実施に関する連絡調整に関すること
- 三 網形成計画の達成状況の評価に関すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

#### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体又は機関等をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。

#### (会長及び副会長)

第4条 会長は、島根県地域振興部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、広島県地域政策局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

#### (会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員(別表に掲げる団体又は機関等に所属する者をいう。以下同じ。)の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決は、会議出席委員の過半数をもって行うこととする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

る。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(書面審議)

第6条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(監査)

第8条 協議会に監査委員を、1名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定める監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、島根県地域振興部交通対策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、それぞれ会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成28年11月10日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年12月21日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、令和5年6月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、令和6年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体又は機関等
公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社山陰支社
	石見交通株式会社
	備北交通株式会社
	一般社団法人島根県旅客自動車協会
	島根県旅客自動車協会 邑智支部
	公益財団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	広島県タクシー協会 北部支部
NPO 法人はすみ振興会	
道路管理者	江津市 土木建設課
	川本町 地域整備課
	美郷町 建設課
	邑南町 建設課
	三次市 土木課
	島根県 土木部
	広島県 土木建築局
公安委員会	島根県警察
	広島県警察
地域公共交通利用者	江津市連合自治会長協議会
	川本町自治会連合会
	美郷町連合自治協議会
	江の川鉄道応援団
	安芸高田市高宮町地域振興会連絡協議会
	三次市作木町自治連合会
その他	国土交通省 中国運輸局 島根運輸支局
	島根県西部県民センター
	ひろしま NPO センター
	公益社団法人島根県観光連盟
	一般社団法人広島県観光連盟
関係地方公共団体	飯南町
作成地方公共団体	島根県 地域振興部
	広島県 地域政策局
	江津市
	川本町
	美郷町
	邑南町
	安芸高田市
	三次市



## 三江線沿線地域公共交通計画

---

発行日 平成 29 年 9 月策定

(令和元年 11 月一部改訂)

(令和 4 年 6 月一部改訂)

(令和 6 年 2 月一部改訂)

(令和 6 年 4 月一部改訂)

発行 三江線沿線地域公共交通活性化協議会

編集 島根県地域振興部交通対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

電話 0852-22-5099

---